

## 決 算 特 別 委 員 会 ( 3 日 目 )

1. 開会及び閉会 令和3年9月17日(金) 午前9時30分 開会  
午後4時26分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 増 田 順 弘  
副委員長 吉 村 始  
委 員 杉 本 訓 規  
" 松 林 謙 司  
" 谷 原 一 安  
" 川 村 優 子  
" 岡 本 吉 司  
" 西 井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎  
議 員 梨 本 洪 珪  
" 奥 本 佳 史  
" 内 野 悦 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦  
副 市 長 溝 尾 彰 人  
教 育 長 椿 本 剛 也  
企画政策課長 高 垣 倫 浩  
総務部長 吉 村 雅 央  
総務部理事 米 田 匡 勝  
総務財政課主幹 内 蔵 清  
管財課長 倉 田 主 税  
税務課長 葛 本 章 子  
収納促進課長 椿 本 真 司  
市民生活部長 前 村 芳 安  
保険課長 新 澤 明 子  
環境課長 西 川 勝 也  
クリーンセンター所長 白 澤 真 治

農林課長	芝	浩	文
都市整備部長	松	本	秀樹
都市計画課長	奥	田	雅彦
建設課長	安	川	博敏
保健福祉部長	森	井	敏英
保健福祉部理事	東		錦也
社会福祉課長	林	本	裕明
長寿福祉課長	中	井	智恵
長寿福祉課主幹	油	谷	知之
教育部長	吉	井	忠
教育委員会理事	西	川	育子
教育総務課長	村	田	真也
学校教育課長	勝	眞	由美
学校給食センター所長	中		文子
上下水道部長	井	邑	陽一
下水道課長	西	川	賢
水道課長	福	森	伸好
会計管理者	中	井	浩子

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩	永	睦治
書記	吉	田	賢二
〃	高	松	和弘
〃	福	原	有美
〃	巽		重人

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第1号 令和2年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第10号 令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。決算特別委員会3日目に際しまして、早朝よりご参集賜りましてご苦労さんでございます。昨日、一昨日と2日間ご協議をいただき、非常に各委員からあらゆる面からご審議をいただいたことを感謝申し上げます。また、予定を非常に皆さん方意識していただき、予定どおり進行させていただきましたことを厚く感謝申し上げます。

本日は、天気予報にもありますように、台風の接近ということでございます。開会中に警報等が発生する可能性もございます。できる限りスピーディーな議事運営を図っていきたく。目途といたしましては、午前中にある程度皆さん方のご協力によって議事を納めたいなというふうに考えておるところでございますので、よろしくご理解のほど、ご協力のほどお願いを申し上げます。

それでは委員外議員のご紹介をいたします。内野議員、奥本議員、梨本議員、以上でございます。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますのでマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。また、葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

委員会の会議進行につきましては、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力のほどお願いを申し上げます。また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願い申し上げます。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名をした後、初めに質問者が替わるごとに所属、役職名と名前を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者につきましては、部長または担当課長で極力お願いを申し上げます。

それでは議案審査に移りますが、昨日、答弁漏れ等があったということでございますので、それを許可いたします。

西川理事。

**西川教育委員会理事** 皆さん、おはようございます。教育委員会の西川でございます。

昨日、松林委員からのご質問でございますが、録音図書の蔵書冊数と貸出回数についてというお問い合わせがあったと思います。その回答でございますが、録音図書の蔵書冊数につきましては285冊、新庄図書館のほうでは158冊、當麻図書館では127冊となっております。貸出回数につきましては、1回ということでございます。録音図書のほとんどがカセットテープで所蔵しておりますので、デッキ、再生機がなかったら利用できないため利用も増えておりま

せん。現在は少しずつCDへ開架している最中ということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 勝真課長。

**勝真学校教育課長** 皆さん、おはようございます。学校教育課の勝真でございます。

昨日、谷原委員よりご質問を受けました件につきまして答弁を後ほどとさせていただきます件、それと答弁の中に誤りがございましたので、一部訂正をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、幼稚園の定員につきましてというところでございます。昨日の答弁におきましては、幼稚園の定員数のところで4歳児を30人と申し上げましたけれども、正しくは35人ということでございました。ですので、1学級の定員数は、3歳児が30人、4歳児が35人、5歳児が35人ということでございます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

次に就学援助の件でございますが、令和2年度中に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、他の制度の適用を受けたことによる年度途中の認定者はございませんでした。

そしてもう一つ、令和2年度の会計年度任用職員の幼稚園、小学校、中学校の人数につきましては、昨日申し上げたとおりでございますけれども、時間数ということでご質問をいただきましたのでお答えをさせていただきたいと思っております。時間数につきましては、小学校で4万5,683時間、中学校で8,613時間、幼稚園で5万125時間でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

**増田委員長** 以上ですか。

それでは、一般会計歳入の説明に入らせていただきます。

中井会計管理者。

**中井会計管理者** 皆様、おはようございます。会計管理者、中井でございます。最終日でございます。

本日も1日よろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書の歳入のご説明を申し上げます。

決算書の12ページをお願いいたします。なお、説明につきましては、備考欄に記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。左から、款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考欄となっております。

1款市税につきましては、全体で42億5,716万7,113円の収入でございます。

1項1目個人につきましては、16億7,197万8,020円でございます。

2目法人につきましては、2億5,549万9,800円の収入でございます。

2項1目固定資産税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合わせまして、19億7,378万2,456円の収入でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、276万7,000円の収入でございます。

3項軽自動車税、1目環境性能割につきましては、350万2,100円の収入でございます。

2目種別割につきましては、現年課税分、滞納繰越分合わせまして、1億438万2,969円の収入でございます。

4項1目市たばこ税につきましては、2億4,525万4,768円の収入でございます。

2 款地方譲与税につきましては、全体で 1 億655万7,000円の収入でございます。

1 項 1 目地方揮発油譲与税につきましては、2,582万2,000円、2 項 1 目自動車重量譲与税につきましては、7,513万1,000円の収入でございます。

3 項 1 目森林環境譲与税につきましては、560万4,000円の収入でございます。

3 款利子割交付金につきましては、663万6,000円の収入でございます。

4 款配当割交付金につきましては、3,443万1,000円の収入でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては、3,803万4,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、14ページをお願いします。6 款法人事業税交付金につきましては、2,950万7,000円の収入でございます。

7 款地方消費税交付金では 6 億9,243万4,000円、8 款環境性能割交付金につきましては、1,070万7,000円、9 款地方特例交付金につきましては、5,819万円の収入でございます。

15ページに移っていただきまして、10款地方交付税につきましては、44億8,648万4,000円の収入でございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては、403万9,000円の収入でございます。

12款分担金及び負担金では、全体といたしまして、1 億1,596万703円の収入でございます。

1 項 1 目農林商工費分担金では、550万円の収入でございます。

2 目災害復旧費分担金の収入はございませんでした。

2 項 1 目民生費負担金につきましては、1 億866万5,600円の収入でございます。

めくっていただきまして、16ページをお願いします。2 目消防費負担金では、179万5,103円の収入でございます。

13款使用料及び手数料でございます。全体といたしまして、1 億7,235万3,058円の収入でございます。

1 項 1 目総務使用料におきましては、1,148万7,154円、2 目民生使用料では 7 万2,000円、3 目衛生使用料では744万5,000円、4 目農林商工使用料では164万2,860円、5 目土木使用料におきましては、7,493万3,329円、6 目教育使用料では495万1,200円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、2 項 1 目総務手数料では、1,261万1,905円の収入でございます。

2 目民生手数料の収入はございません。

3 目衛生手数料では、5,809万6,310円、4 目農林商工手数料では 1 万8,200円、5 目土木手数料におきましては、109万5,100円の収入でございます。

めくっていただきまして、18ページをお願いします。続きまして、14款国庫支出金でございます。全体といたしまして、68億633万3,058円の収入でございます。

1 項 1 目民生費国庫負担金では、13億8,661万3,653円の収入でございます。

2 目災害復旧費国庫負担金の収入はございません。

2 項 1 目総務費国庫補助金では、42億6,953万3,886円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、2 目民生費国庫補助金では、4 億8,462万6,314円の収入でございます。

めくっていただきまして、20ページをお願いします。3目衛生費国庫補助金では、9,282万8,000円の収入でございます。

4目土木費国庫補助金では、3億173万6,461円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、5目消防費国庫補助金では627万円、6目教育費国庫補助金では2億5,487万2,988円の収入でございます。

めくっていただきまして、22ページをお願いします。3項国庫委託金の1目総務費委託金では、32万2,000円の収入でございます。

2目民生費委託金では、952万9,756円の収入でございます。

15款県支出金でございます。全体といたしましては、11億4,014万2,138円の収入でございます。

1項1目民生費県負担金では、5億5,773万1,355円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、2項1目総務費県補助金では、2,647万1,000円の収入でございます。

2目民生費県補助金では、2億3,961万2,667円の収入でございます。

3目衛生費県補助金では、1,486万3,000円の収入でございます。

めくっていただきまして、24ページをお願いします。4目農林商工費県補助金では2億1,760万7,525円、5目土木費県補助金では2万5,000円、6目消防費県補助金では91万9,250円、7目教育費県補助金では1,244万8,452円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、8目災害復旧費の県補助金、収入はございませんでした。

3項1目総務費県委託金におきましては、7,028万1,889円の収入でございます。

16款財産収入でございます。1項1目財産貸付収入におきましては、152万9,024円の収入でございます。

めくっていただきまして、26ページをお願いします。2目利子及び配当金におきましては、263万7,668円の収入でございます。

2項1目物品売払収入では、1,161万4,534円の収入でございます。

2目不動産売払収入におきましては、3万7,300円の収入でございます。

17款寄附金でございます。全体といたしまして、1,968万8,307円の収入でございます。

1項1目一般寄附金では443万7,842円、2目土木費寄附金では3万5,065円、3目ふるさと応援寄附金では1,520万5,000円、4目教育費寄附金におきましては1万400円の収入でございます。

18款繰入金でございます。全体といたしまして、1億9,535万1,754円の収入でございます。

1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、1億800万円の収入でございます。

2目公営住宅基金繰入金では1,000万円、3目教育基金繰入金では1,049万9,323円、4目体力づくりセンター整備基金繰入金では1,070万4,088円の収入でございます。

5目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金では496万1,902円、6目地域振興基金繰入金では5,100万円の収入でございます。

めくっていただきまして、28ページをお願いします。2項1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金では、18万6,441円の収入でございます。

19款繰越金につきましては、3億9,023万192円の収入でございます。

20款諸収入では、全体といたしまして、7億1,200万2,735円の収入でございます。

1項1目延滞金におきましては、1,094万5,556円の収入でございます。

2項1目預金利子におきましては6万1,673円、3項1目滞納処分費の収入はございませんでした。

2目弁償金では、2,890円の収入でございます。

3目過年度収入では、3,773万7,373円の収入でございます。

4目雑入につきましては、6億6,325万5,243円の収入でございます。

ページ飛ばしまして、31ページをお願いします。21款市債では、全体といたしまして18億9,640万円の収入でございます。

1項1目総務債では6,740万円、2目衛生債では2,650万円、3目農林商工債では5,400万円、4目土木債では4億1,570万円の収入でございます。

めくっていただきまして、32ページをお願いします。5目消防債におきましては、2億2,950万円の収入でございます。

6目教育債では、6億3,690万円の収入でございます。

7目災害復旧事業債では、110万円の収入でございます。

下のページに移っていただきまして、8目臨時財政対策債では、4億4,110万円の収入でございます。

9目減収補填債におきましては、2,420万円の収入でございます。

収入合計といたしまして、予算現額229億512万7,621円、収入済額211億8,846万6,584円、不納欠損額1,246万7,352円、収入未済額9億1,417万5,497円でございます。

以上で歳入のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** では、3点ほどお伺いします。14ページになります。

7款の地方消費税交付金の1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金ということになります。ここの歳入が、当初予算が7億4,100万円ということになってましたけれども、補正予算で5,000万円減額しております。それで、予算現額として6億9,100万円となっているわけですが、実際、調定額としては6億9,200万円ということになっているわけですが、当初と比べてこの地方消費税交付金が見込みと比べて下がっているということで、これについて理由をお伺いしたいと思います。また、この地方消費税交付金というのが我々10%の消費税を払っているわけですが、そのうちの大体どれぐらいの消費税分がこういう交付金として地方に回ってくるのかということについても教えて願えたらと思います。

それから2つ目ですけれども、16ページになります。13款使用料及び手数料の1項使用料、6目の教育使用料のところであります。この教育使用料につきましても当初予算は2,000万円ほど見込んでおりましたけれども、途中で補正予算を組んで670万円ほど減額して、予算現額として1,370万円余りとしてたわけですが、実際に調定額は498万7,000円ということで、当初予算が2,000万円に比べたら約4分の1、予算を補正しても約半分以下となっている、この理由についてお伺いします。

それから最後ですけれども、29ページになりますが、20款諸収入の3項雑入の4目雑入というところで、この備考欄ですけれども、下から3つ目です。資源ごみ専用コンテナ代ということで33万5,000円ほど収入となっておりますが、どういうことなのかお聞きしたいと思います。

**増田委員長** 葛本課長。

**葛本税務課長** おはようございます。税務課の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

いただきましたご質問、まず1つ目の地方消費税交付金について減額させていただきました理由についてでございますが、当初の予算といたしまして、県の予算額見込みをいただきまして、それを基に予算額を立てておりました。ただ、消費税の引上げの影響で大きく予算見込みをいただいておりますが、途中、コロナの影響がございまして、減額の見込みになりましたので、5,000万円の減額の補正をさせていただいたところでございます。

それからもう1点、消費税10%のうちどれぐらいが市に入ってきているのかということですが、消費税10%もしくは8%のうち、10%と見ますと2.2%が地方消費税として都道府県に納付されまして、そのうちの2分の1に相当する額が市町村のほうへ交付金として交付されております。

以上でございます。

**増田委員長** 西川課長。

**西川環境課長** 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

資源ごみの専用コンテナでございますが、今、缶、瓶、不燃ごみ等を出していただくに当たりまして、コンテナに入れて出しておいております。それを1個当たり1,000円で環境課のほうで販売をさせていただいております。昨年度335個を購入していただいたということでございます。

以上です。

**増田委員長** 吉井部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。

申し訳ございません。調べまして後ほど答えさせていただきます。申し訳ございません。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 消費税の件をお聞きしました。コロナの影響がやっぱり国民の消費を冷え込ませていると、だから当初見込みと比べても減額になったということで、今お伺いしますと、10%のうち2.2%が都道府縣市町村分で、その2.2%のうち半分ということ、約1.1%、これが地方に大体歳入としてあるということでもあります。これ、そこから逆算すると、どれだけこの葛城市

内、これ市内消費ですね、でもないか、ではないな、国全体か、国全体ですよ。でも、国全体の消費がこれだけ冷え込んだということですから、葛城市内で大体推定してもどれぐらいの消費が落ち込んだかということが金額として分かろうと思います。地域経済としては大変な落ち込みだろうと思いますので、よく分かりました。コロナの影響がこういう形で大きな影響を与えてると、地域経済にも大きな影響を与えてるということで、今後、葛城市としても地域経済を立て直す、取りあえず消費ですね。立て直す上では重要な指標かなと思いました。これはもう意見だけで終わるときです。

それから、資源ごみのコンテナの件ですが、これは今、答弁ありましたように、市民が購入してコンテナを買って分別に充ててるということなんですけれども、もうこれ意見になりますけれども、今、高齢者の方がコンテナを持って運ぶ、ステーションが遠いのに運ぶ、また持ち帰る、これなかなか大変な方増えてます。今、もちろん前にもお伺いしたときに、手押し車で運んでおられる方もおられるんですが、これを何とかならないかという声があるんです。つまり、買物籠ぐらい、高齢者のひとり住まいの場合は瓶、缶とかあまり出ません。だから、そういうのででも出せるようにならないかと、そういうことを次年度に向けて検討していただけたらと思います。大変今、高齢者の方が増えて、そういう声をいっぱい聞きます。何とかならないですか、あのコンテナと。そういうことだけ要望しておきます。

それから、教育使用料の件についてはまだ答弁がなかったので、また分かりましたらやります。

**増田委員長** 米田理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。

ただいまの谷原委員の地方消費税交付金の件について補足をさせていただきたいと思えます。令和2年度の税収等におきましては、前年度決算に比して減額となっているところではございますが、令和2年度は令和元年度の消費税引上げに伴う法改正や新型コロナウイルス感染拡大の影響等に伴う特例措置といたしまして、新たに制度に基づく補てんがあったところでございます。そのような中で減収補填債という制度がございまして、この分につきましては、新型コロナウイルスの影響により景気変動に伴う通常の増減収を超える減収が生じる消費や流通に関わる税目について、令和2年度限りの措置といたしまして、減収補填債の起債を行わせていただいたところでございます。その中で、令和2年度に行った減収補填債は2,420万円となっているところではございますが、このうち地方消費税交付金に係る減収補填債といたしましては2,280万円となっているところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** より正確な数字ということで、よく分かりました。収入についても減収補填債でカバーしており、市財政については減収分は補てんされてるということですが、私に関心があったのは地域経済の影響ということで、どれぐらいかということ、正確なご答弁ありがとうございました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** おはようございます。よろしく申し上げます。

29ページから30ページにわたって、4目雑入のところですが、29ページの一番下から5個目に生活保護法第63条、第78条に係る返還金とあるんですけども、この第78条を見たら、簡単に言うたら不正なことがあったから返還することができるという法律だと思うんですが、これは何があったんか教えてほしいです。

そして30ページに行っていて、30ページの真ん中ぐらいにワールドマスターズゲームズ2021関西開催経費交付金236万円入ってるんですけども、これグラウンドのほうのトイレとかもこのワールドマスターズゲームズのためにやっているといると思うんですけど、これどのような使い方になるのか教えてほしいのと、ワールドマスターズゲームズは来年5月開催予定なんですけども、どのように葛城市として告知していくのか、市民の皆さんに広げていくのか、これ大きいイベントやと思うんですけども、その辺の考えもお聞かせ願いたいと思います。

そして一番最後に30ページの一番下から2つ目、旧町時代における未処理金、歳入に1億8,000万円入ってるんですけども、これ前も聞いたと思うんですけど、お金に名前書いてるわけじゃないんであれなんですけども、これはどのような使い方を考えておられるのか。前から結構聞いてから期間経ってると思うので、その辺のお考え、この3つお願いします。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの杉本委員のご質問に答えさせていただきます。

生活保護法第78条ということで、それに関してどういう内容のものかということなんですけど、生活保護を受けておられる方が、例えば収入があったにもかかわらずそれを意図的というんでしょうか、申告を福祉事務所、いわゆる市のほうにされない場合に、それがあった場合は、その生活保護を支給してる扶助費の中から、中というか、そこから徴収させていただく、いわゆる返還していただくという制度でございます。一番多いのはやはり収入があったにもかかわらず市に申告がなかった場合に、第63条とはまた違うんですけども、徴収金として徴収させていただいているというものでございます。

以上です。

**増田委員長** 吉井部長。

**吉井教育部長** 私のほうからはワールドマスターズゲームズに関するところで、こちらに入っております歳入につきましては、令和2年度に予定しておりましたワールドマスターズゲームズが中止になりましたことによる返還金になっております。それで、ワールドマスターズゲームズの来年度開催に向かひまして、現在、会議を数回開催しているところでありますが、現在のところは全国的な募集というのを今もしております、現在も数組の応募がある状態ではございますが、今後、本部との会議等含めまして、どういう形でもっと広げていくかということを検討しているところでございます。

以上です。

**増田委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員のご質問、旧町時代の未処理金につきましては、令和2年度の3月の補正予算で雑入で受け入れまして、財政調整基金のほうに繰入れさせていただいております。使い道につきましては、私が言うのはあれなんですけど、今後の例えばコロナなどに備えてということで基金に繰入れさせていただいております。またこれにつきましては、広報にて周知させていただきました。

以上でございます。

**増田委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** おはようございます。

今のワールドマスターズゲームズの少し補足をさせていただきたいと思うんですけども、この返還金につきましては、令和2年度にトイレの洋式化工事、委員おっしゃっていただいたところで、コミュニティセンターと新庄第1健民グラウンドのほうをさせていただいてます。その分を返金いただいているということでございます。

この大会につきましては、今のところ5月22日に、新庄第1健民グラウンドのところでアウトドアの大会として実施する予定をしているところでございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** まず1点目の生活保護に関しては、これはお一人の方なんですかね。その辺が分かんないんですけども、もう1個は、それどうやって分かったんかというのが疑問なんですよね。収入あんのにそれを隠してたということやと思うんですけども、それどないして分かったんか、その辺の詳細を聞きたいのと、次にワールドマスターズゲームズに関しては、これも後でまた言いますけども、今、エントリーも行ってまして、来年に向けて一大イベントではないですけども、僕は楽しみにしてるんですけども、盛り上がるように持っていかんとイベントは何の意味もないと思うので、やっぱりその辺の力の入れ方、今、会議で重ねていっているとおっしゃってるんですけども、その辺のアイデアももうちょっと正確なアイデアがあったら嬉しかったんですけど、その辺また今後よろしくお願いします。

未処理金に関しては、一旦財政調整基金に入れといて今後のためにとということなんですけども、その辺も市民の皆さんも関心あると思うので、もうちょっと具体的なことが言っただけなら、結構もう時間経ってると思うので残しておくというのも分からんでもないんですけどもという話なので、その1点目だけお願いします。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。

基本的に第78条の返還の人数ですけども、これは1人ではなくて一応複数人数おられます。具体的な人数については差し控えさせていただきます。

それとなぜ分かったかということですが、毎年、課税調査というものを税務当局のほうに依頼して行っております。それはもう国のほうからの指導にも基づいてそれをきちっとやることというのは指摘されておまして、それに伴って課税調査で出てきた収入が実際に生活保護を受けておられる方が、普段、収入申告として上げていない部分と突合しまして、これ

は何ですかという話の中で、実は不正という言い方はおかしいかもしれませんが、不正で意図的に隠しておったということで、収入のほうが上がってくる分を第78条で徴収金として処分させて、収入としてこちらのほうに返していただくということでございます。

以上です。

**増田委員長** よろしいか。ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** おはようございます。それでは12ページ、市税のほうでお伺いをしていきたいと思えます。まず、個人の市県民税ですけども、均等割、所得割、若干増えておるということで、恐らく人数増の原因ではないかなと、内容の説明をお願いいたします。

それから法人税ですけども、均等割が200万円ほど減ってるということですけども、いわゆる事業所が減ったんかいうことを教えていただきたいと思えます。

それから固定資産税ですけども、この中で償却資産が当初予算から見て3,100万円ほど増えとるわけやけど、会社のほうでリースか何か増えてると思うんやけども、どういう原因で増えてんのか。

それと、今言うてる個人、法人、固定の滞納、この滞納額がいつも予算計上された金額の率からして大体6割ぐらいしか集まってないわけやけども、いわゆるこの滞納の分、これどういような形で増やしていくということを考えておられるんか。

それと、それぞれ不納欠損されてると思うんですね。例えば、個人でも550万円ですか。固定490万円不納欠損されてるわけやけど、この不納欠損の原因についてお尋ねをいたします。

**増田委員長** 葛本課長。

**葛本税務課長** 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問に順番にお答えさせていただきます。

まず、個人市民税の増減理由でございますが、60歳を超えても働かれる方が増えてきたことなどによる納税義務者の増加や給与所得の上昇が理由と考えております。

それから法人でございますが、まず均等割の減収につきましてでございますが、均等割につきましては、主な要因といたしまして、前事業年度にみなし申告をされたことで、納税時期の関係で令和元年度と令和2年度の均等割納付額に偏りが出たことが理由かと考えております。

あと固定資産税ですが、固定資産税のほうの償却資産につきましては、新規の企業参入がございましたほか、主要企業の設備投資の伸びがありましたので、そのためであろうと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 椿本課長。

**椿本収納促進課長** 収納促進課、椿本です。

不納欠損についてどういう理由かということでございます。主な理由といたしましては、滞納者の方が財産がないので徴収できないとか、転出されて所在が分からない、また死亡さ

れて相続人もおられないといったものが主なものでございます。

あと、滞納につきまして、予算に対して滞納分の収納率が低いということで、努力しておりますわけですが、具体的に徴収催告書を発布したり、あと積極的に差押え、財産のある方につきましては預貯金等の差押えを行っております。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、税務課長から答えていただきました。市県民税については、いわゆる60歳以上の雇用の方が増えておるといふか、そういうようなことで、納税義務者が増えてきたということですけども、これは見通しはなかなか難しいと思うんですけど、このまま行くと、令和3年度、令和4年度、若干は伸びがあるというふうな考え方でいったらええんかどうかということと、それから法人については一応均等割、令和元年度、令和2年度にまたがってるということで、若干の減収があったということやと思うんですけども、なかなかコロナの影響で、今年令和2年度はこんであれやけども、令和3年度はちょっと響いてくるんかなと、急には市町村には響いてけえへんと思うけども、なかなか法人税の伸びはしんどいように思われるので、税務課として今後どういうふうな見方をされてるんか。

それから固定については、償却資産、新規参入とか設備投資が増えたと、ありがたいことやと思うんですけども、この分についてもなかなか見通しというのは難しいと思うけども、もし今のところで例えばこういう会社のほうで設備投資をされるとか、もしそういうことがほぼほぼ分かっておるんであれば教えていただきたいなというふうに思います。

それから、不納欠損、今課長がおっしゃっていただいたけども、当然のように、財産がないとか、所在が分からんとか、死亡やとか、こういう話しされてる。確かにそういうことで不納欠損されてると思うんですね。この滞納の中で、今言われたように、債権督促を送るとかいろんなことを言われてんねけども、収納促進課として、職員として、どのくらい滞納者に直に当たって、一応そういう督促も督促やけど、直接行ってどのくらい収入が得られてんのか。こんな言い方したら悪いですけども、督促出してまんねん、差押えしてまんねんということだけやなしに、やっぱり職員自らが滞納者の家に行って、こういうことで国民の義務として税金を納めないといけませんよ、そやからこうですよ、やっぱり分納についても、例えばこういう方法がありますよとか、そういう努力はどれだけされてるんかということをもう一度教えていただきたい。

**増田委員長** 椿本課長。

**椿本収納促進課長** 収納促進課、椿本です。

全く行ってないわけではございませんが、年間数回は足を運んだり、あと今、こういう新型コロナウイルスの感染の時期ですので、なるべくそういう対面的に会わないということで接触は自粛しております。窓口に来られたときには、なるべくこのアクリル板もありますので、納税交渉、折衝をいたしまして、納付につながるよう努力いたしております。

以上です。

**増田委員長** 葛本課長。

**葛本税務課長** 税務課の葛本でございます。よろしくお願いたします。

個人市民税、それから法人市民税、固定資産税の今後の見通しということでお伺いしてよいかと思いますが、税収の見通しでございますが、令和3年度につきましては、やはり新型コロナウイルスの影響で、税の種類によっては避けがたいものがあると思ひまして、税収への大きなダメージがあるものと考えております。しかしながら、令和4年度以降につきましてはワクチン接種の完了も見込めますところから、徐々に税収も回復するものと思ひしております。

個人市民税におきましては、令和2年度の実績からあまり新型コロナウイルスの影響を受けていないように見受けられます。しかしながら、令和5年度では均等割の特例措置でありますとか、市町村へのふるさと寄附金による市民税の控除額、それから住宅借入金の控除対象の期間の終わりが到来するなどの要因もございまして、回復は緩やかなものであろうかと考えております。

法人市民税につきましては、令和3年度以降に令和元年度の税制改正の影響を受ける上に、新型コロナウイルス感染症の影響による法人の所得減少が見込まれるため、先行きは非常に不透明でございます。

固定資産税の償却資産でございますが、先ほどおっしゃっていただきましたように、これもなかなか見込みが難しいところではございますが、過去の実績でございますとか、今後の経済見通しなどを考慮し、推測してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長から答弁いただきました。市県民税、これについてはあんまりコロナの影響がないかなというふうなことでございますし、令和4年度につきましては、ワクチン接種が進んでいったら、そのぐらい影響ないかなと、こういう見通しやということをお聞きいたしました。

法人についてはなかなかこれは難しいことやと思ひますけども、大体ほぼほぼ横ばいぐらいで入るのかなということやと思ひますし、また償却資産についてはこれも難しい話で、なかなかこの会社がどうやとか、それはできひん。これもよう分かるわけやけど、これ税務課に対して努力してくださいという話をしてもなかなか難しいやろとは思ひます。しかし、そういうような形で税収のほうもしっかり収入の確保というんか、その辺お願したいと思ひます。

今、椿本課長の話で、今年は確かにコロナでそれは対面いうことはでけへんか分からんけども、もっと職員に応援してもらうとか何かで、今でも年度を決めて、例えば年度末とか、そういうようなことで滞納整理に行かれてんのか。今もう時代が違いますねんと、もうそんなんできませんねんと、だから収納促進課だけ対応してるんかいうことをもう一度お聞きしたいと思ひんです。ということは、電話で言うたり督促送ったりしたってなかなか個人としてはピンと来ないというんか、なかなか理解をしてもらえない。やはり直接行って、やっぱりお願をする。こうしないと、なかなかその滞納の整理というんか、金額が下がっていかないように思う。過去はどうあってんと、そんなこと私言うつもりはないけども、過去の先

輩の人らというのは、毎日ほど、担当となったらやっぱりそこへ行って、例えばほんまの大口やったら特別職が出ていくとか何かして税収の確保に努めてきた、こういう歴史がありますわな。私言うのは、今すぐこないせえと、前と同じようにやれと、そんなこと私言うてんのやないわけですけども、今の時代に応じた収納の仕方というもんがあると思うんですね。そやから、その辺をやっぱりきちっとやっていただいて、できるだけ滞納額の徴収ができるように、不納欠損絶対したらあきませんと、それはそんなこと私は言いません。それは今おっしゃるように、住所不明とか死亡とかそんな人おられますけども、例えば早めにそういうところへ行って徴収してたら何ぼか解決できるのと違うんかなというふうに思いますので、今後、そういうことも含めて努力をしていただきたいというふうに思います。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 2点、質問させていただきます。16ページの教育使用料の中の一番下段にございます幼稚園の一時預かり利用料、預かり保育利用料、そして保育料の滞納繰越分、若干ありますが、今年度、多分令和2年度で初めて出てきてる内容だと思います。これは実際に保育料が無償になる前ですね。半分。この内容について、延べ人数しか分からないのかな、分かりますか、人数的なものを教えてください。それで、滞納のほうの理由というか、どのようになっているのかということ。

それからもう1点は、30ページの雑入のことですね。先ほど旧町時代の未処理金がありましたけども、葛城広域行政事務組合の解散に伴う返還金2億4,000万円ですね。これはこの使い道について、先ほども杉本委員言われましたけど、これ将来的に2億4,000万円の大きな金額が戻ってきました。内容、経緯について、簡単に説明をいただきたいと思います。

**増田委員長** 勝眞課長。

**勝眞学校教育課長** 学校教育課の勝眞でございます。よろしくお願いたします。

まず1点目の、幼稚園一時預かり利用料1万5,200円の分でございます。こちらは、保護者の病気や事故、出産、家族の看護、介護などのために一時的に家庭での保育が困難となった場合に利用を希望する方が利用された場合にいただく利用料でございます。令和2年度の実績といたしましては、38回、4時間までの利用400円ということですので、38回掛ける400円で1万5,200円となっております。年間の利用者数は、こちらは7人ということでございます。

もう一つの幼稚園預かり保育利用料233万5,600円、こちらの分でございますけれども、こちらが先ほど委員おっしゃっていただきました令和2年度から市内の公立幼稚園5園におきまして、共働きなどを理由に子どもを預けることができるという預かり保育というのを実施させていただいております。こちらの実績でございます。まず回数のほうから申し上げますけれども、4時間以内でご利用いただいているのが5,155回で400円でございますので、206万2,000円でございます。また、夏休みなど4時間を超えて利用されている方、こちらが342回、こちらは800円になりますので27万3,600円、合わせまして233万5,600円。こちらの利用者数でございますけれども、幼稚園児が377人中203人の利用でございました。約半分の方が

利用されているという実績がございます。

最後に、幼稚園保育料の滞納繰越分ということでございます。こちらは2名分の滞納者おられまして、これ1世帯になりますけれども、令和2年度に納めていただきました実績の分につきましては、1人目の子どもの分で平成30年5月から9月分までということで、3,000円掛ける5か月分で1万5,000円納めていただきました。残りの分ですけれども、その1人目の方の3,000円掛ける6か月分と、2人目のお子様の1,500円掛ける12か月分、こちらの3万6,000円というのがまだ残っている状況でございますけれども、引き続き納付に向けて対応させていただくという所存でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問でございます。葛城広域行政事務組合の雑入で受け入れまして2億4,000万円につきましては、昨年12月議会におきまして解散に伴う議決案件としてご議決いただきまして、3月31日付で葛城広域行政事務組合が解散いたしまして、2億4,000万円、旧町の1億2,000万円の2団体分を雑入として受入れさせていただいております。

使い道は私が答えるのは難しいかなと思いますので、また今後、また検討していくことになると考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 幼稚園の預かり保育を開始していただきまして、積極的な前向きなやり方でご理解をいただいで進んだことだと思います。377人中203人と、非常に利用が多かったと。ここに将来のこの数字による保育ニーズというものが、やはり幼稚園にいても就労なんかで、今までは就労を理由にというのは預かれなかったということですよ。

これは次に、今後においてこの利用料というのは発生していくのかしないのか。要するに無償になっていく範囲にもう入ってくると思うんですが、今後においてのこの内容について説明をいただけないでしょうか。教育でできるかな。要するにこの利用はもうなくなっていくのか、それとも幼稚園が、今、認定こども園になってない、認定こども園とか関係なく、新しい子ども・子育て支援法の中で、この預かり保育料というのは保育料の無償化に伴う対象になるのかどうかですね、そのところ。だから、これから今後この金額が発生していくのかしていかないのかということをお知らせいただきたいと思います。

それから、結局、2億4,000万円、これは財政調整基金に一応積んどくということによろしいですね。確認だけさせていただきます。

**増田委員長** 勝眞課長。

**勝眞学校教育課長** 学校教育課の勝眞でございます。

この預かり保育につきましては、令和元年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴いまして、子ども・子育て支援法によりまして共働きあるいはシングルで働いておられる世帯などにつきましては、限度額の範囲内で無償ということになってございます。この預

かり保育利用料につきましては、国が示す償還払い方式ということで運用させていただいております。令和2年度におきましては、先ほど申しあげました歳入、幼稚園預かり保育利用料におきまして233万5,600円という利用料をいただいておりますけれども、歳出のほうの教育費の幼稚園管理費、子ども子育て支援事業の中の施設等利用給付費2,979万2,580円のうち、182万1,758円、こちらの分が市内の公立幼稚園の預かり保育の無償化に係る償還の分でございます。こちらは5園合わせまして91名分で、先ほど申しあげました182万1,758円ということで償還をいたしております。今後ともこういう形でのご利用というのが見込まれるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 先ほどの川村委員がおっしゃるとおり、財政調整基金に繰り入れているということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** 幼稚園は分かりました。無償であっても、入と出できちっとこんな形は出てくるということですね。理解できました。

それから、財政調整基金のほうに積んでいただくと、これから今後、貴重な財源となりますので、有効な使い方を、過去の先人たちがこの基金をこの行政事務組合に當麻町と新庄町それぞれがあって、その合計がこの金額になってるわけですね。理解できました。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私、20ページのほうの生活保護費補助金、備考欄では一番右端の生活保護適正実施推進等事業費補助金、そしてまた生活保護システム改修事業補助金、ここの使い方、どのような使い方をされるのか教えてください。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課、林本です。よろしく申し上げます。ただいまの松林委員の質問に答えさせていただきます。

まず、生活保護適正実施推進等事業費補助金ということで、この中には一応複数の事業が含まれております。1つは、医療扶助という生活保護の中の医療費のほうの扶助でございます。それが適正に行われているかどうかという、いわゆるレセプト点検とかそういったことを行って、例えばその中で何回も病院に必要以上に行っている重複受診であるとか、また頻回受診、そういったことを抽出するというので事業として行った分の補助金としてまず1つ。それと、生活困窮者等就労準備支援事業、こちらも生活保護の方ではなくて生活困窮者の方でいわゆる一般就労がなかなかすぐにできない方を準備するというんですか、そういった方たちを支援するための事業の補助金として、これも国からいただいております。それが適正化のほうになります。

それともう一つ、システム改修なんですけども、こちらは去年の令和2年度の補正予算で上げさせていただいた日常生活支援住居施設という、まだ奈良県にはないんですけども、在宅ではなかなか生活が困難な方、でも施設入所までは行かない方で、いわゆる無料低額施設というのがあるんですけども、そういったところが指定を受けて、日常生活支援施設というのが去年の4月に法律が改正しまして10月から運用をスタートしたんですけども、その分の新しい項目ができたので、生活保護のほうのシステムを改修しました。それが66万円要りまして、そのうちの2分の1、33万円が補助金として交付されたというものでございます。あくまでも該当者とか、まだそういった施設は奈良県内にはないんですけども、全国的なそういう制度改正ですので、それに対してシステムが対応できるようにシステム改修を行っているという解釈でございます。

以上です。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 生活保護適正実施推進等事業、こちらは適正に医療扶助が実施されてるかどうかの確認、点検ということ。そしてもう一つは生活困窮者の就労支援、ここの部分が入っておるんだということを確認しました。システム改修というここの部分は、ご自宅で支援というんか、ご自宅でおられる方のことなんですか。

**増田委員長** 林本課長。

**林本社会福祉課長** 社会福祉課、林本です。

説明不足でございまして申し訳ないですが、日常生活支援住居施設というのは、あくまでも入所施設ではございません。ただ、その部分というのはあくまでも住居という考え方にはあるんですけども、いわゆるいろんな生活支援のサービスを受けることができる、完全な在宅というのは例えばアパートであるとかそういったところでお住まいの方なんですけども、なかなかそこでは困難な方、そこで1人で生活したりするのは困難な方が、いわゆるその施設との中間的な施設というふうに解釈していただけたらと思います。もともとは先ほども申し上げました無料低額宿泊所というのがありまして、それはもともと家のなかった方を一時的に宿泊させていただく施設であったんですけども、そういった施設がある程度の基準を満たしたものがそのまま日常生活支援住居施設に認定を受けるというようなことでございます。まだ、先ほども申し上げましたように奈良県内にはそういった施設はございませんので、具体的な運用とか対象者というのは私どものほうからも対象者はおりませんので、その辺のご理解でいただけたらと思います。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** 施設に入らずとも、自宅でそういう支援サービスを受けるという、こういうふうな中間的なところで理解しました。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 15ページの地方交付税のところを教えてくださいんですけども、一応今年の予算から見て、普通交付税38億1,000万円、決算では38億5,173万8,000円と5,100万円ほど増額になってる。

それから、特別交付税 6 億 3,000 万円、決算 6 億 3,474 万 6,000 円と 470 万円ほど増えてると。この中で合併特例債がどのくらい入ってるんかということをお願いの、令和 2 年度が葛城市になって初めて一本算定になった交付税の計算やと思うんですが、古いことを言うたらいかんけども、合併当時、かなり交付税は落ち込んでくるということで聞いたわけやけども、なかなかこう見たら年々交付税が上がってきてる。地方を元気にするという形で来てると思うんですが、今後このような状態で推移をしていくのか、やはり一本算定になってきたら徐々に減っていきますよ。合併特例債は返済していただくんで分かるわけやけども、今後どうなるんか、生意気なことを言うてすみませんけど、教えてもらいたいと思います。

それから同じ 15 ページですけども、農林商工費の分担金、このことについて大体土地を提供されたら地元負担金は要りませんと、土地の提供がない場合は 1 割負担金をいただくということになるとるわけやけども、この中で、資料をいただきましたけども、大きな金額の工事をされてると。そんな中で、例えば農林商工費であれば 550 万円が歳入になってると。ところが、大きなところで言いますと瓦堂池、これの工事費とか南藤井の池の工事費、それから大きなのは玉ヶ池、玉ヶ池は 7,000 万円ほど工事してあると思うけども、これがこの中に含まれてないように思うので、その辺をどういうふうになったんのか教えてほしいのと、もう 1 点はいつも聞く寄附金ですけども、一般寄附金 443 万 7,842 円となってるけども、この内訳を教えてくださいのと、公園の用地も 3 分の 1 の負担金があると思うんです。これはどの目に入ってるのか分かんので、それも教えてくださいというふうに思います。

**増田委員長** 米田理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。合併特例債の公債費算入という部分のご質問であったかと思えます。

まず、基準財政需要額における合併特例債の公債費の算入額といたしましては、令和 2 年度の普通交付税算定における公債経費におきまして、合併特例債といたしましては 5 億 1,389 万円が算入されているというところでございます。

それから、普通交付税の今後の見込みということでございますが、確かに令和 2 年度から合併算定替えから一本算定ということで交付いただいております。大変難しい質問でございますが、先がどういうふうな一本算定になった中でいただけるのかというところはなかなか見込みとしては実際難しいかなと思っております。

それから、一般寄附金というところでご質問いただきました。この内訳でございます。令和 2 年度の実績といたしましては、443 万 7,842 円でございます。この内訳ということでございますが、大同薬品工業様から 100 万円、それから宗教法人ほんみち様から 300 万円でございます。あと、大字董区長より 3 万 6,000 円、脇田区長より 7 万 4,000 円、長尾区長より 12 万円でございます。あと、10 万円の給付が令和 2 年度にございまして、その関係で 2 名の方から 10 万円ずつのご寄附をいただいております。あとは、いきいきセンターのバンパープール教室というところから 7,842 円の寄附をいただいております。

以上でございます。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

分担金の件ですけれども、まずここに計上させていただいてます収入済額、これは現年のほうでは太田井堰、峯阪池、忍海野口井堰、笛吹水路、寺口水路と、こういった分で464万円、それと繰越明許分としては中戸水路の48万円と山田池の改修で38万円となっております。それ以外に南藤井の上池もございましたけれども、上池に関しましては、道路擁壁が原因ということで分担金はいただいておりません。それと、瓦堂池のフェンスに関しては市との取決めが大字とございまして、それに基づいていただいておりません。それと玉ヶ池に関しましては、今現在、分担金を払ってもらうように調整しているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

ただいま質問いただきました公園整備の用地費に伴います寄附金の件でございますけれども、公園整備に伴いまして用地費が伴う部分につきましては、3分の1程度の寄附金をいただいております。歳入につきましては、一般寄附という形でいただいております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それで交付税、なかなか見込み難しいということで、単純に言うたら特例債の関係の戻りが5億1,000万円ほどあるということは、大体通常32万円ぐらいの交付税になるという計算になってくるわけやんな。これも非常に難しいと思うけれども、戻りのやつはええとして、下がっていくという考え方である程度は思うとかなあかんということやろうな、一本算定になってきたら。分かりました。

次の分担金、今、聞かせていただきました。あとの今言うてる南藤井の上池、この分については一応道路、県道の法面を修理したということやんな。瓦堂池については、地元と協議があつて、これは工事しても負担金は払いませんよという覚書か何かあるということやねんな。ということは、クリーンセンターか何かの約束事ということになるわけか。結局は、大きなのは玉ヶ池、この分については約7,000万円の工事をしてあるから、まあざつと言うたら700万円ほどの負担金になるわけやけど、この分については入ってない。これは今後、地元と交渉していかなあかんということやけども、金額もかなり大きいということになってきたら地元が払うてくれはるかなということになるわけやけど、やっぱりこの辺をきちっととかないと、今言うてる真面目に払うてる大字と、いやいやこれはちょっといろんな理由があつて払われへんとなってきたら難しいので、そこらはほかの大字に影響しないような処理をしないとイケないなと。もらえるということやから全部もうてもらおうということやけど、そこらは気を付けてやってもらいたいなというふうに思います。

一般寄附金につきましては、米田理事から説明いただきました。公園のやつは、奥田課長は一般寄附金やということやねけども、今、米田理事から聞かせていただいたら、大字どこととは言わんけど、ここに入っていないと思うんやけど、それは令和3年度に入ることか、

令和2年度には入らへんのか。令和2年度に工事終わってるところあるのと違うか。それは次年度に先送りということか。その分はきちっともらいますよということできえわけか。その辺、もうちょっと教えてもらいたい。

**増田委員長** 奥田課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。

公園につきましては、昨年度工事させていただきました、4月1日に公園として適用を開始しているところでございます。区長様とはその辺のやり取りはさせていただいております、今年の5月14日付で寄附の採択、寄附の申込みをいただいておりますので、今年度中に寄附をいただくという形で認識させていただいております。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それぞれ答弁していただきまして、今、奥田課長の話は、一応まだ入ってないけども入ると、こういうことでええわけやんな。ほかは皆、その工事の中でそれぞれその金額に応じた寄附金というんか、それ全部一応入ってあると、こういうことでええわけやんな。

ありがとうございました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 質疑いうより、私が質問したことについて教育使用料の件ですけど、あの件につきましては先ほど、もう時間がないので申し上げないですけど、要は幼稚園の使用料のところが大きく下がってるので、そこが一番大事なところで、川村委員が詳しく、今、質疑されましたので、あと社会教育施設とか保健体育施設については結構ですので、質問はもう取り下げておきます。

それから1件だけですけど、今、岡本委員の関連で、寄附について具体的な大字の区長の方の寄附が、具体的な大字名が出ましたので、誤解を与えられたらあかんで、なぜこういう寄附が生じてるかということについては説明をお願いします。

**増田委員長** 米田理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。

なぜ寄附がいただけてるのかということですが、大字区長様より一般寄附金とさせていただいているということで、ご答弁申し上げます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** これは従来から私も、私の先輩である白石元議員も取り上げてきた問題でありまして、私の大字の区長名が出ましたので、何で一般寄附を区長がしとるんやと、区長名でということになるから、それで質問したわけですよ。これは消火栓のことで、地元負担が10%あるからそれで支払ってるわけで、区長が勝手に一般寄附をやったわけじゃないんですよ。今、米田理事が答えられたように、これは法律によって寄附の強制は禁止されてますから、我が党としてはこういう地方自治に関係する、住民福利に関係する必要なものについては行政がしつ

かり100%出すべきだということを申し上げておきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行っていただきます。

(理事者入替え)

**増田委員長** 次に、一般会計総括質疑に入ります。総括質疑は、市政全般に係るものとなりますようご留意をいただきたいと思います。

質疑はありませんか。

吉村副委員長。

**吉村副委員長** 1点、確認をいたします。

おととい、クリーンセンターの契約について質問したときに、手続を踏まないことは単なる内規違反で法違反にならないのかと伺ったところ、副市長から、どの法律に違反しているのか、法律を特定してほしいと反問がありました。そこでお聞きしたいのですが、葛城市契約規則というのは単なる内規でしょうか、それとも法令なのでしょうか。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 法令というのは定義がございません。規則も法令に入る場合もあれば、入らないという用例もありますので、それについてはお答えはできないかと思います。

**増田委員長** 吉村副委員長。

**吉村副委員長** この行政手続法という法律があります。この法律において、次の各号に掲げる、この行政手続法第2条第1号、まず第2条が、「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」と、その第1号として、「法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう」というふうに書いてあります。ということで、私も行政手続法の逐条解説というところも確認いたしましたけれども、この地方公共団体の執行機関の規則というのはこれは法令に入るというふうに明記されております。この法律にきちっと明記をされております。

そこでお伺いいたしますけれども、葛城市契約規則では、第17条で随意契約のところ、予定価格調書を作らなければならないと定めておりますけれども、この市の考えとしては再燃室耐火レンガ緊急補修工事で予定価格調書を作らなかったことというのは、これは法令違反でしょうか。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 法令違反かどうかというのは法律によって解釈されますので、今、お答えはできかねます。

**増田委員長** 吉村副委員長。

**吉村副委員長** ということは、内規違反か法令違反なのかということについてはイエスかノーかでお

答えをいただきたいというふうには私はい言いましたけれども、それについては答えられないということでもよろしいですね。そういう理解でいたします。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 2つほど質問させていただきます。

1つは、昨日に総括質疑でやってくださいということがありました教育総務課に関係するところで、これも契約に関わる事務についてのことです。これは市政全体にわたることですから1つの典型例だと思えるんですけども、工事の設計については設計業者を指名競争入札で行ったと。そしてその工事の監理・監督については、これは1者随意契約でこの指名競争入札を落札した設計業者がそれを1者随意契約として契約したということでありまして、これにつきます、昨日私は誤解を与えるような発言いたしまして、西川議長のほうから建築関係に携わる者としてここは誤解を解いておきたいということでご発言がありました。言葉が足らなかったと思います。公共事業におきましては、設計業者と監理・監督業者を分けるということが通例になっておろうと思います。しかし、これは国のような大きな事業におきましてはそれが普通に行われてるわけですが、ご存じのように指名競争入札になると、2か月から3か月契約事務のための作業を必要とすると。随意契約だったら大体2週間程度ですか、非常にスピーディーにできるということで、地方自治体の場合はこうしたことが十分人員の関係もあって難しいということがあるので、契約金額がそう大きくない場合につきましてはかえって高くつくということもあったりして、設計業者と監理・監督する業者が一緒になるということも多々あろうかと思えます。それについては私も否定するものではありません。ただし、この入札契約というのは何のためにうるさく手続をやってるかと申しますと、これはもう地方自治法にも書いてありますけれども、あるいは入札適正化法などにも書いてありますが、良いものをより安くする、そのための方法として入札や随意契約があるわけです。そういう観点から様々手続を行っていくと、だから随意契約を私は否定するわけではありません。随意契約においても良いものをより安く手に入れることができるような随意契約の手続をきちっと踏んでくださいということなんですね。

ここで伺います。これは管財課の見解でも結構です。指名入札で設計業者が落札したと。それに対して1者随意契約で監理監督を行うと。それはなぜかと言うと、設計について詳しく知ってるから、工事、監理・監督も当然よく分かってる者がやったほうがいだろうと。地方自治法には随意契約を例外的に認めてるわけですので、例外規定の中に。どういうところに当たってそういうことをやっておられるのか、これは教育総務課か、どういうことでそういうことを法律上、随意契約にされているのか、これは教育総務課にお伺いしたいんですが、管財課のほうにも、こういうやり方が本当に競争性を働かせていいものをより安くということになるのかどうか、このことについてもう一度お聞きしたいと思います。こういうことが蔓延してるとすれば、これは私は由々しきことだと思っております。決してこれはもう競争性の全く働かないものであると思っておりますので、そこについてお考えをお聞かせ願

いたい。

それからもう一つは、昨日、クリーンセンターのバグフィルターの取替え、それから耐火レンガの剥落の問題を取り上げて、支払遅延防止法に違反する案件があるということで質問いたしました。これについては決算認定に大きく関わる問題であります。私はこの議員必携、これに基づいて決算審査について臨んでいるわけですが、この議員必携におきましては、歳出の審査に当たって何がポイントになるか、それは歳出予算の目的どおりに適法適正になされているか、そしてその成果が十分達成されたかどうかである。この2つなんですね。

(1) 支出が適法適正になされているかということで解説があります。真っ先に決算審査の目的は、執行が適正適法に行われてるかということです。これやられてなかったら認定できないですよ。これはまた後で詳しく言いますけれども、そこで再度、これが法に触れることになってるのかどうか、全く法には触れてませんということなのか、これについてしっかりとした答弁をいただきたい。

それで、今日は資料を用意しております。政府契約の支払遅延防止等に関する法律、それから私がこれは梨本議員が情報開示請求されて出された支出命令書、ここには支払済みの判子が日付とともに入ってます。それから、請求書、つまりこれは遅延防止法の中に支払書が正式に出された日付から、工事においては40日以内、その他委託関係のことについては30日以内に支払うことがこの遅延防止法では定められております。これ外れると違法行為ですよ。法律に違反してるということになるんです。これ確かめてもらいたいです。その上で、行政側の方に、特に管財課の方がこういうことについては責任があるところだろうと思いますので、それについてお伺いします。それで、委員長、資料提出をよろしいですか。

**増田委員長** 資料の提出を求められておりますので、それを許可いたします。事務局、配付お願いします。

(資料配付)

**増田委員長** 資料がそろいましたので、説明をお願いします。

谷原委員。

**谷原委員** では説明します。その上で質問いたします。

まず法律のほうです。昭和24年法律第256号となっておりますけれども、後ろの附則を見ていただきますと、施行日として令和元年5月31日に改正もされてますから、今日までこの法律は改正されながら生きているということでもあります。

目的、主要なところに丸印を付けております。目的、第1条、「この法律は、政府契約の支払遅延防止とその公正化をはかるとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的とする」。「政府の」となっておりますから、葛城市地方自治体はどうなんだということですが、3ページをご覧ください。3ページには、この法律の準用ということで第14条、「この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する」ということで、第12条及び前条、第13条の第2項を除くもの以外は全て地方公共団体のなす契約についても準用されるという法律であります。この法律の趣旨については、財務省のホームページにこの法律の制定目的についても解説がご

ざいます。戦後、官尊民卑といいますが、官が偉くて民間が低いという立場で請求書が出てもなかなか支払わないと、それは駄目ですよと、やっぱり契約は対等ですよということで、財政効率も悪いことからこういう法律が定められたというふうに説明がありました。

次のページです。2ページ、ここが一番重要なところなんですが、第6条には、「第4条第2号の時期は」とあります。これは対価の支払いの時期です。その支払いの時期は、「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない」。つまり、工事については正式な請求書が出て40日以内に支払いなさい。それ以外、工事以外、委託等、物品提供についてもそうですが、それは30日ということになっております。ほかにも第10条には、この期日を契約書にきちんと書いてない場合はもっと厳しくて10日以内に払えというふうになってるわけです、契約で支払期日を書いてない場合。今回は契約書が出てませんので、実際に支出命令書及びその支払われたときについてのこの書類が手に入っておりますので、これは先ほど言いました梨本議員の情報開示請求によって出されたものです。

それでは、そちらのほうをご覧ください。

まず、この支出命令書の再燃焼室耐火物緊急工事、要は耐火レンガが剥がれたものについての工事ですね。これにつきましては、支払済印が一番下に会計課によって押されております。つまり支払済みということで3月15日、上のところには支払方法と支払希望日、令和3年5月17日ということで、5月17日が支払希望日であり、その希望日である17日に支払われたことが分かります。その前に請求書を付けております。この請求書、これもクリーンセンター再燃焼室耐火物補修工事ということで、上記のとおり請求いたします。請求日令和3年3月30日であります。つまり、令和3年3月30日に正式のものが出て、支払済みということで令和3年5月17日に印が押されてるものが出てまいりました。

それから、2つ目の資料としてご提出いたしましたものは、これは運転管理事業ですかね。私のほうが資料を失っちゃったので、すみません。もう一方のほうもご覧いただいたらあれなんですが、すみません、不手際で1つしか渡してません。もう一つ、昨日もお話した件につきましては、今、資料が皆さんにはお配りしてなくて2種類しかお配りしてないので、2,000万円の分ですね。ありますか。後ろのほうですね。ごめんなさい。すみませんが、今、ホッチキス閉じた分の後ろの分ですね。重ねてのところでありますけれども、支出命令書のところに、これはクリーンセンターの長期包括管理運営業務ということで、焼却炉の運転管理業務ですね。それに伴う委託業務ですけれども、これにつきまして2,100万円余りの金額で支出命令があって、これについても支払希望日、令和3年5月31日に支払希望日となるんです。これは支出命令でそうなってるんですよ。支出命令で令和3年5月31日に支払いを希望しますと。実際に支払済印が同じ日になっております。これは会計課の印がつかれております。ところが請求書のほうは、開いて見ていただいたら分かりますが、令和3年3月31日にこの会社からこの葛城市クリーンセンター長期包括管理運営委託事業の令和2年度の3月分2,152万9,399円、この支出命令書と同じですね。その金額の請求書が来ております。

つまり、令和3年3月31日に業者は請求書を正式に出してるわけですが、請求書を。工事が完了した後。今日は工事竣工検査証とか付けてませんけれども、もう終わって出してる。ところが、支払いが、これ支出命令書ですから行政文書です。ここには、支払希望日としてもう2か月も遅れた支払希望日がかかれた上でこの支払いの印があるということですので、私としては、これは明らかに先ほど説明しました法律に反してるのではないかと。つまり、契約の支払遅延防止等に関するこの法律ですね。これについて管財課の見解をお伺いします。先ほど言いました教育総務課の件と併せてお願いします。

**増田委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

まず、市民生活部長として、今回のクリーンセンターの件に関しまして、これだけ皆さんに時間を割いていただいているとミスがありましたこととお詫び申し上げます。ですので、決してこれがよいと思っておるわけではございません。その上で、事情の説明といたしますか、今質問いただいていることにつきまして、ポイントを置いてこちらの説明をさせていただきますと思います。

2点指摘されておまして、まず1点目が、梨本議員から一般質問をいただいて件数の誤りがある、そのときに予定価格調書等を抜かしておたというふうな件でございます。これにつきましては、同日に管財課より全職員に契約事務について、そして翌朝には副市長から部長、理事宛にこのことについてしっかりと部内の職員に指導徹底しろということで、管理職はチェックしろということを通達されております。まずはしっかりと読み込む、そして抜かしていた認識不足を補い、よく理解する、そしてチェックをする。担当課の解釈、クリーンセンターの解釈誤りでありまして、例えば7種類付けていなければならない書類のところを5種類であって、予定価格調書を抜かしたとか、業者選定委員会資料が漏れた、それをしていたところでございます。しかしながら、これを機に契約事務の事務にのっとった事務を進めるように、日付の確認や不足書類がないかの再確認を徹底いたします。誠に申し訳ございませんでした。

それと、昨日、新たに指摘をいただきました政府契約の支払遅延防止等に関する法律についてでございます。このことについては、まず申し上げさせてもらわないとならないのは、監査委員に厳しく指摘を受け注意をされておるところでございますので、呼出しを受けまして、厳しい聴取、改善の命を受けました。また、理事者からも二度とこのようなことがないように厳しく説示をされております。監査のときには、このような取扱い、不適正な経理に直結する重大なリスクを伴うことから、業者との癒着の温床にもなりかねないものであるという指摘も受けましたので、こちらとしては会計事務における支払遅延対策として、担当所長、クリーンセンター所長が業務多忙等により決裁事務、あるいは会計課への提出を失念していた場合、組織としてそれをチェックする体制が整っていないことが原因であるということで監査委員がおっしゃっていただきましたので、支払遅延防止チェックシート等を作成し、支払義務発生日、支払伝票の起票日、あるいは支払完了日を充足させて管理する、そして定期的に支出事務の執行状況を確認する体制を確立するというところで進んでまいります。支払遅

延防止法の遵守ということでありますので更正してまいりたいと思いますが、ただいま指摘をいただいております法令違反、政府契約の支払遅延防止等に関する法律違反だということ、市の顧問弁護士に昨日、確認をさせていただきました。そしたら、法令違反ではないと。ということはどういうことかと申しますと、契約書、役所が契約をするときに、この支払遅延防止法に定める、委員おっしゃっていただいております第6条に支払の時期というのがあります。そこには40日、その他給付については30日以内の日としなければならないという規定、条文がございます。この条文に基づいて、これを破るような、例えば50日の契約を行ったという契約書、書面があれば、これは法律違反、法令違反、この法律の違反であるということですが、ちゃんと契約書はこの法令に基づいた契約書を交わしておりますので法律違反ではない。ただし、契約違反であると。支払履行遅滞であると、支払いが遅れたということがございますので、そのようなことがないように徹底させていただきたいと思っております。

その上で、いろんなことをご指摘いただきましたけれども、今回、長年言っていたことにつきましては、こちらとしても一例を申し上げますと、リサイクル施設の運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務につきましては長年随意契約でありましたところ、一般競争入札を実施させていただきました。また、犬猫の死体引き揚げについてもどんどんと料金が上がってるじゃないかということで谷原議員より指摘いただいておりますので、冷凍庫を買って職員が自ら行くようにしたり、いろんな改善を進めさせていただいております。例を挙げますと、例えば私ども分かっていたいただきたいのは、いろんな量刑というのがあると思います。分かりやすい一般的な例で言うと、殺人はこれはいけません。そやけども、例えば道路交通法で40キロメートルの道を41キロメートルで走った、これはもう法令違反やと言われても法令違反です。そやけども、しっかりとそこはちゃんと担当職員、事務職員を指導していく、監督していくつもりですので、今回、更正の機会を与えていただきたいと思っております。決してよいということは言っておりません。法令にのっとった手続をしっかりと理解していくように、そして支払遅延防止チェックシート等を作成して、担当事務もしっかりと管理していくように努めてまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

時間取っていただきまして、すみませんでした。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ちょっと複雑なので、先にこちらのほうだけ質問、答弁をまたいただいととは思いますが、2件のうち1件だけ絞ってお話しさせていただきます。

ただいま部長のほうからお話ありました。私も、実はこの情報開示請求で契約書が付いてないので、契約書でどういう記載があるかということとは分からない。でも現状これ見ますと、明らかに支払請求の期日と2か月遅れの形で支払われているのもあると。これは契約書でもそういう契約をすることができないですよ。契約書でもそれを越えて契約することはできないと思います、法律だから。だから、弁護士の方が法律違反ではないと、契約違反だというふうな形でおっしゃいましたけれども、契約が私は要は見えないので、これについてはお答え申しかねますが、ただ指摘しておきたいのは、第10条に定めをしなかった場合にも書いております。だから契約書にきちっと、これちょっと読んでみますよ。「政府契約の当事者

が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは」、この同条第1号から第3号というのは1ページ目になりますけれども、要は「一、契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期、二、対価の支払の時期」、つまり検査の時期をちゃんと契約書に書いておく、そして支払の時期もちゃんと書いておく、そしてそれに違反した場合は遅延金利息、こうなりますということを書いておく、こういう契約書がちゃんとあればの話なんです。ない場合はどうするかいうたら、10日以内に支払えになってるんですよ、第10条に。だから、私、契約書を見てないから、これは情報開示でちゃんと調べますけれども、それはもう多分、部長は見ておられると思うので、この3点がきちっと契約書に書かれているのかどうか、これについて質問します。

**増田委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** ただいまの説明をさせていただきます。契約書を持っております。葛城市クリーンセンター再燃室耐火物補修工事についての契約には、第33条に、「請負代金の支払いとして受注者は前条第2項の検査に合格したときは請負代金の支払いを請求することができる」、第2号として、「発注者は前項の規定による請求があったときは請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない」という書面は交わしております。

遅延利息につきましては契約の第54条で、「遅延日数に応じ年2.6%の割合で計算した額とする」という遅延利息も書いてうたっております。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 支払の期日及び時期について具体的な明記があるのかどうか、ご答弁がなかったのです。

**増田委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** ですので、第33条のところで請負代金の支払いの規定の条項のところで、「受注者は検査に合格したときは請求できる」、そして第2号で、「発注者は前項の規定による請求があったときは請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない」という規定でございます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 言いつばなしになりますけれども、これ検査が終わったのはいつかご存じですよ、検査が終わったのは。検査は令和2年2月10日、検査合格で引渡ししていますよ。だから、その契約書どおりに行けば、まさに検査はもう正式に済んでますと。済んで、その後、正式に請求書が出たら40日以内に支払うと契約を結んでるわけです。契約違反ですよ。契約違反だし、弁護士にどのような相談をそちらがされたか知りませんよ、どのような相談としてされたのか。でも、契約書等過去の全部見ていただいたら、明らかに法令に違反してるじゃないですか、法律に。法律に書いてあるとおりでしょ。法律には契約書どおり、契約書も法律どおりになっていますけれども、その法律どおりの契約書を守れてない、法律に従った契約書を作ってる、その契約書に違反してる、すなわち法令に違反してるんじゃないですか。そのことについて理解できないので、どうぞ。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 ではないと思います。まず、請求があった日からということですので、3月31日の請求書の日付になっておっても、例えばこちらに4月15日に届いたら、こちらは請求は4月15日にあったものという解釈を当然します。それと、請求があった日からという条文をそのまま読んでおりますが、そういうことですよ。請求があったら、だから請求がなかったら、それはこちらが支払相手方が債権を放棄していること、これは不適切と言われても、それは先方の自由でありますので、こちら側がどうこう言うことではないと思います。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっとひどいですよ。この業者、管理運転業務やってる会社ですよ。毎日来てるわけですよ。ちょっと理解できない話ですね、それは。じゃあ、請求書はいつ届いたか証明はあるんですか。こんなん抜け道じゃないですか。これ、支払希望日は何で書いてあるんですか。何で支払希望日書いてあるのか。請求書はいつ届いたんですか。それ、書留で送ってきてるんですか。毎日業者来てるわけでしょう。ちょっと理解不能ですね。それはもう全くの抜け道ですね。

更に言えば、もう一つの件で言えば、これはもっとひどくて、工事いつ終わったのか、請求書はいつ出てきたのか、年度越して請求書が出てきてるんですよ。工事はもうとうに半年も前に終わってる。もっと前に終わってると思います。正確に言うと時間があれですけど、私、こういうことをやられるとちょっと、請求書の日付はあるんですか、確たる。

増田委員長 この程度でとどめていいですか。いいですか。

谷原委員 結構です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 先ほど私も2回質問しちゃったんで3回質問できなかったんで、副市長にお伺いをしたいんですが、私が先ほど、この葛城市契約規則というものが、単なる内規でしょうか、それとも法令でしょうかと伺ったときに、規則によっていろいろあるので答えられないというふうに伺ったと思います。私が聞き間違えだったら申し訳ないんですが、それでこの前の質問、つまり法律、法を特定してほしいと、答えるには法を特定してほしいというふうにおっしゃったので、私は、葛城市契約規則というものは、これは内規でしょうか、法令でしょうか、これイエスかノーかでお答え願いますというふうに質問しました。そうしますと、具体的ないわゆるこの規則を示していて、この規則によるのでと言われてもちょっと分からないんですけど、この辺り私に分かるように合理的にお答え願います。

増田委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 定義というものは、法律に書かれてあるものはその法律の範囲内の定義でございます。ですので、ある法にその定義が書かれていたとしても、全てにおいてその定義というわけではございません。ですので、行政手続法において法令というのには規則が入るのかもしれませんが、一般に法令違反かどうかというのは、法令というのとは何か決まっておきませんので、それについてはお答えできないということでございます。

行政手続法違反かどうかというのと、行政手続法のどの法律に違反するののかというのを質問いただければ、そこについてお答えさせていただきます。

**増田委員長** 吉村副委員長。

**吉村副委員長** この行政手続法に、この国の法律、これにきちんと「地方公共団体の執行機関の規則」というふうに明記をされてるわけです。されてるじゃないですか、ここに。第2条の第1号に、これ書かれてないんですか。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** もう一度お答えしますが、行政手続法の中で法令には当たるかという法令に当たるんだと思いますが、じゃあ一般に法令違反かという法令の定義はありませんので、行政手続法にこう定義が書かれていて、その中の行政手続法のここに違反してるんじゃないかというご質問であればお答えすることができますが、行政手続法に書いてあるじゃないかと言われたら行政手続法の中の話になりまして、ほかの話とはまた一般のとは違いますので、なので具体的にこの法律の定義に規則というのも入っていると、その法律の中でこの法の違反じゃないかというご質問であればお答えできますが。

**増田委員長** 決算審議から非常に、契約手続と決算審議との乖離がはなはだしくなってきたように感じております。吉村副委員長の質問はこれで最後にしますので、どうぞ。

**吉村副委員長** 葛城市としては、葛城市契約規則というものがいわゆる単なる内規であるか、それとも法令であるかということについては理解しないまま、もうこれはどちらか分からないというふうなことで運用されてると、これにのっとって運用されてるというふうに私には聞こえるんですが、それでよろしいでしょうか。

**増田委員長** 私はそう思いますので終わって……。

**吉村副委員長** じゃあ、これで最後です。言っぱなしですね。私はこれは分からないので伺ったんですが、葛城市としてはこれが法令か内規なのかを理解しないまま、特定しないまま運用しているというふうに私は理解いたしました。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 決算の総括ということで、これは質問というよりは要望に近くて意見に近いのかもわからないですけども、この決算、市民の皆さんの税金を使って市のためにこういったお金を使いましたという決算なんですけども、私、前々から思ってたんですけども、やっぱり今こうやって税金使って、例えばですけどホームページ作りました、図書館のホームページ作りました、先ほども言いましたけどワールドマスターズゲームズがあります、ここから先をどうやって、ホームページにしてもそうやと思うんです。アクセス数がこんだけあって、リニューアルしたらアクセス数は上がっていかなあかん、民間の考えで申し訳ないですけども、新しいアプリ作って、利用者数200人ですと終われないんですよ、普通に考えたら。考えていただいていると思いますよ。でもアイデアというのは無料やと思うんですよ。今あるもんをどう活用していくか、地方自治法にも書いてあると思うんですけども、最少の財源で最大の

効果をと書いてあるんですね。やっぱりそれは、今後、僕1人考えてもしれてるので、皆さん一人一人が、どうやって今あるコンテンツなどを使って最大限に生かすかというのが、いつも僕質問させてもらったときに明確に返ってこない。これから今後考えていきますとかという曖昧な答えなんです、常に。会議で今話し合ってますとか、またそれ同じこと聞かなあかんというふうになるんです。じゃなくて、やっぱり例えばですけども、今あるホームページ、1,000万円近くかかって作っていただいて、それ僕、一般質問言ってやっていただいたのもありますし、やっぱりその後の効果というのを更に更に上げていくためには皆さんのアイデアというのはかなり重要やと思うんですけども、いつ聞いても、考えます。この前に関してアクセス数何人かというのも聞けなかったんですけども、そういった統計を取って、これからこうやって、例えば子育て支援の方々がこういうところを見てからこういうふうにしていきますというふうにどんどん進化していただきたいんですけども、考えていただいているとは思うんですけども、基本的にはこの決算の中で、僕そういった意見というか、そのアイデア、給食の食べ残しについてもそうやと思うんですけども、もう残っている、何となくやっていますじゃなくて、やっぱりいろんなアイデアを使って、どうやっていいか。食べ残しが少ないところを見てきたんですけど、こういうところは取り入れようと思いますという具体的話がいつも返ってこないのが残念なんです。その辺の考え、これから市長、副市長を先頭に、教育長も先頭に、アイデア、どうやってこれを生かしていくのか、今あるものをどうやって生かしていくのか、もう同じ予算とかじゃなくても決算で終わったこととか、使い終わったことなので、これをどうやって活用していくかというのをもうちょっと職員の方々、何回も言って申し訳ないですけど、考えていただいているとは思うんですけども、更にやっていただきたいという要望、もし答えがあれば言うていただいたらいいと思うんですけども、どういったお考えかぐらいはお聞きしたいんですけども。あともう1個は、これもこのクリーンセンターのことをちょっとだけ触れさせてもらいたいたんですけども、法令が云々かんぬんという話はもう僕分らないので、今、部長が、これから気を付けますと言わはったのは分かります。気を付けてください。でも何でこんなことになってあのかを明確に教えてほしいんですね。これ、請求書来ました、いつ来たかも僕知らないんですけど、これを忘れてたのか、置いてたのか、何かごまかすのかと、そういうのがどこに原因があるから部長が次からこう気を付けますやったら分かるんですけど、今後何となくほわっと気を付けますと言われても、僕はそこが気になります。何でこんなことになったんかを明確にさせていただきたい。サボってたんか、忘れてたんか、間違ってたんかとか、そういう理由があるはずなので、その理由をちょっと言って、それに対してこれから気付けますという答弁してください。この2つお願いします。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 1点目、前向きにさせていただきます。検討させていただくというのも、検討はしているんだと思います。なかなか答えが出ていないので、まだ検討中ですがしかお答えできないものもあるんでしょうし、本当に課題があってもできないけれども、何とか考えてみますというので検討中というのもいろいろあるんだと思いますし、職員はもう前向きに考えてはいる

と思いますが、芽が出てない部分については、また議員の皆様からまだまだというふうに声かけていただければ、我々もしっかり動けると思いますし、我々、市のために職員全員やっておりますので、そこについて、いや、やるつもりはありませんとかいうことはありませんので、あとはお金の問題とかいろんな問題がありますけれども、前向きに考えていきたいと思えます。

**増田委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** 前村でございます。

先ほどは失礼いたしました。決してこれがいいと思って言ってるわけじゃございませんので、その点だけ付け加えさせてください。その上で、今、杉本委員からご質問いただいた件、聴取いたしましたところ、これは言い訳です。クリーンセンター不法投棄やら犬猫死骸の引取りとか行って現場を回っておったり、あるいは収集業務員が休んだときには代わりに下のほうの受入れのところに行ったりということと、こちらへ来ているときに決裁がもらえないタイミングが重なったりしてということを行いましたので、それやっただけで残ってでも夜通しでも待つとけというようなことを言いました。ですので、そういうことでございます。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 実は、部長の答弁の中で改善策という部分について、その改善ですので、当然その原因については調べております。それで、その改善策の部分で明白にお伝えしてるんですけども、会計事務における支払いの遅れの対策として、「担当所長が業務多忙等により決裁事務、会計課への提出を失念した場合」と書いております。ですので、原因はそこにあります。それでお願いではございますが、その担当所長の更正の機会を与えていただきたいということを申し上げております。原因としては特定しておりますので、当然それが二度と起こらないように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 1点目、今、副市長おっしゃっていただいて、やってないと思ってないんです、僕は。もちろん考えていただけてるんですけども、やっぱり委員会の場とかで皆さんで質問するわけじゃないですか。そのときにやっぱりこれを用意してという、具体的にこう用意してというふうに臨んでいただきたいなと思うんです。何か聞いている側も、検討します。まあ検討していただいたらいいんでしょうけど。今度、山麓公園も造っていただくじゃないですか。子どもたちが遊ぶ公園と調べたら、もうランキングがばーっと出てくるんです。近畿圏内でも大阪でも、ここでもやっぱり上位に葛城市山麓公園、こんなユニークな遊具ができました、交通の便がいいですよというふうな、こういうところもちゃんと次々次々新しく、どうせ造んのやったらやっていただきたいんです。先ほど言いましたけども、図書館のオンラインで見れるというのも、登録者数とかというのも、いつも僕言いますが、子どもたちに目標を持ってと言うんやったら大人も持ちましょうということで、これ何人まで、3万7,000人に対して本読まはる人がこれぐらいいるから、これぐらいまで目標を持ってやりましょう、だか

らこういうことをやりましょう。ホームページにしても、1,000万円かけてリニューアルしてアクセス数増えへんかったらどうやったら増えるのか、今まで見てなかった人を取り込むのはどうしたらいいかという目線でやっていただいたら、絶対に成果出ると思うんです。いいもんを作っているんですから。そういうふうな目線でこれからやっていただいて、今後、委員会とかでも質問されたときに、そういう答え、ちょっとでも以前より変わったなと思っていただけるように挑んでいただきたいと思います。

2点目、クリーンセンターのことは、もうそれ以上は僕は言わないので、原因が分かっているならそれに対処して次からないようにお願いしておきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** ちょっと時間押して恐縮ですけども、財政について伺っていきたいと思います。

私は時間かかりますけども、合併後の予算を例に挙げながら質問していきたいと思います。皆さんご存じのように、平成16年10月1日に合併した。平成16年度予算については旧町で予算編成をして、前半、後半と分けてやってきた。平成17年度から一応葛城市の予算ということになってきて、大体、平成17年度から平成22年度まで6年間、大体120億円程度で推移をいたしております。この間につきましては、白鳳中学校の武道館の建設とか、各小学校の耐震工事、これもやっております。平成23年度から平成24年度にかけては大体135億円からになっておりました。これは磐城第2保育所の建設ということでございます。平成25年度から平成27年度、3年間につきましては、150億円から155億円に跳ね上がっておると。これ、学校給食センター、あるいはまたクリーンセンター、道の駅、国鉄・坊城線という形で事業が大きくなってきた。平成28年度になって186億円、それから平成29年度から令和元年度にかけては150億円、このときには磐城小学校附属幼稚園、磐城学童保育所というような事業をされてこのような予算になっております。令和2年度につきましては、コロナの関係で209億5,700万円と、こういうふうが大きくなってきてる。これが合併後の予算であるというふうに思います。

一方、交付税でありますけども、もちろん普通、特別交付税合わせまして、平成17年度から平成20年度の4年間、これは30億円前後でした。平成21年度から平成24年度、33億円から40億円。平成25年度から平成30年度、41億円から41億7,000万円。令和元年度で43億5,161万5,000円。ここでいわゆる15年間の交付税、令和2年度から一本化というふうになってくるわけでございます。年度の交付税につきましては、44億8,648万4,000円という形で年々増額している。この中には、先ほど聞きましたように、合併特例債約5億円入ってるということも聞かせていただきました。一応、交付税がどんどん増えてきた理由の一つには、合併後、全国的に、合併した自治体が非常に財政力が弱い、こういうようなことで、国のほうについては地方を元気にするというようなことから交付税が増えてきたというようなことも聞いてますので、そういうことかなと。

また一方、市税におきましては、平成17年度から平成18年度2か年で大体42億9,000万円

から43億2,000万円、平成19年度には49億3,265万4,000円、これ膨れ上がってますけども、これはツバキ・ナカシマが会社を5つに分割された、4億円の法人税が一挙に増えた、これが1つの原因やということでございます。平成20年度につきましては46億2,071万4,000円、これは法人税の伸びで増えておる。平成21年度から平成23年度の3年間、43億円から43億8,000万円、平成24年から平成26年度、3年間は40億円から41億6,000万円、平成27年度、39億5,536万8,000円、これは残念ながらシャープが売却されたということでの法人税の落ち込み。それから平成28年度から令和元年度までの4年間は大体40億円から42億円、市税についてはほぼ40億円から41億円ぐらいで今まで推移をしてきました。ただ、法人税、あるいはまた固定資産税の一部の増減が大きくなるかというふうには思います。また一方で財政調整基金ですけども、平成17年度の合併当時大体40億円近くあったわけでございます。平成18年度から平成27年度の10年間、大体35億円ぐらいで推移をしてきております。平成28年度から平成30年度、3年間で25億円から21億4,000万円、それから令和元年度には20億円、令和2年度には24億円、財政調整基金が合併直後と今ということになったら、大体半分とは言いませんけれども、それに近くなってきておる。

一方、積立金ですけども、平成17年度から平成28年度の11年間は大体1,000万円前後は積み立ててこられた。平成29年度から令和元年度までの3年間は大体190万円、金利程度。今年大きく5億735万6,000円、これを積み立てられた。これは先ほど委員のほうから話がありましたように、葛城広域行政事務組合あるいはまた未処理金、これ4億2,000万円ほど増えておる。実質は8,600万円ぐらいが積み立てられたというふうなことでございます。

不用額につきましては、平成17年度から平成26年度までの間は大体1億円ぐらいの不用額であった。ところが平成27年度から令和元年度までの5年間では5億6,000万円から7億6,000万円ぐらいの不用額が出ておる。令和2年度では10億7,119万4,000円と大きな不用額が出ておって、予算の執行率というのは大体85%から90%ぐらいの執行率で推移してるんじゃないか。また、事業系、農林、土木においては大体70%、あるいは75%ぐらいしか執行率がされてないというふうなことでございます。

生意気なことを言いましたけども、こういう経緯から見て、今後の葛城市に対して、予算編成の段階で非常に厳しい予算をやっついていかないと今後難しいんじゃないかと。いわゆる無駄をなくすと失礼な言い方をしたらあれですけども、かなりの無駄をなくさないとしんどいのではないかと。それと、今後、財政調整基金も30億円を目標に積み立てるような予算編成をやっついていかないとしんどいんじゃないかなと思いますし、税金につきましては先ほど課長から聞かせていただきましたけど、そんな大きな望みはできないですけども、大きく下がるということはないであろうというふうに思っておりますので、この辺の見方を教えていただきたい。

それから、最近、令和元年度、令和2年度にかけて起債が非常に多くなってきてる。これは副市長のほうから、金利も安いということやから起債も1つの考え方やということであるわけですけども、今、令和2年度の起債の総額203億5,000万円まで大きく膨らんでおる。下水の起債がまだ89億円ぐらい残っておるとい実態であると思います。また、物品の購入とい

いますか、工事といえますか、この分についてもリースで購入というんか、使用料という形で払うてる。やっぱりこういう建物に付随する冷暖房、あるいは照明器具、私は今さら言うてもしゃあないんですけども、火葬場、火葬炉、こういうようなもんはやっぱり単年度で購入すべきやと、そういうことをだんだん先送りしていくと先でしんどくなるというふうに思っていますので、今後こういうことも検討していただけるんかということと、先ほど言いましたように、職員の皆さん方が節約をする、こういう体制づくりをお願いでけへんかなと、これはもう職員の意識改革をしないとなかなか難しいというふうに思います。

また、流用の問題、市長は流用は理事者の権限やというふうな話をされましたが、私は流用はあかんとは言いません。しかし、年4回の議会があるわけやから、その都度きちっと補正予算の増減をやってきたら、そのくらい私は流用が出えへんの違うんかなと。今の決算を見ても、法的な流用はいけますということになってきたら、流用ありきの決算のように思います。その辺も改善をしていただきたいというふうに思います。

あと、契約の関係ですけども、今までいろいろと聞いて、総務課長も大分立腹されたということですけども、この予定価格について、土木の場合は設計をして、それに基づいて予定価格を決めていく、あとの物品とかそんなもんについても必ず仕様書を作ってしていくということやと思うんです。この中で一番気になるのは、見積りの場合……。

**増田委員長** 質問項目ちょっと多いですね。

**岡本委員** 総括やで全部行くのと違うんか。

**増田委員長** そうですか。どうぞ。

**岡本委員** そういうようなことで、50万円以上、2者、30万円以上、3者、こういうふうに規定したにもかかわらず、これを守られてないということやから、一応こういう契約事務手続いうものがあるわけやから、それに基づいた予定価格に決めた予算の執行をしてもらいたい。

それから、随意契約についても非常に多い。やはり契約は一般競争入札、あるいは指名競争入札。これは何や言うたら、公平性、透明性、競争性、これは必ず言われるわけですので、できるだけこういう形をしていただきたい。随意契約もできますねんという考えではなしに、やっぱりこういうことを先に立ってやっていただきたい。そういうことでお願いしたいと思います。その中で、1つは奈良県内、近隣市町村で予定価格の調書で、署名のない予定価格が見受けられた場合があるわけですけども、近隣市町村でこういうようなことがあんのか、管財課が把握しておられると思いますので、その辺を答えていただきたいというふうに思います。

それと、設計監理の関係、議長も答弁していただいたと思いますけども、基本的には設計と監理は業者の場合は別に発注していくという考え方やと思うんですが、今現在は設計業者と随意契約してる。その随意契約の金額が、職員がきちっとはじいてこの金額が正しいという形で随意契約されてるのか、1者から見積りいただいてそのとおりにされてるんか。どうも予定価格見たら、見積金額、予定価格、契約金額、同じ金額になってんのが多い。果たしてこれがええのかどうかということですので、その辺も近隣市町村がどういうふうにされてんのかということを調査されてると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、クリーンセンター、いろいろと問題になっていろいろ議論していただきました。しかし、前村部長から答弁をしていただきましたけども、例えば契約についても契約書を見やんでも契約書に40日以内、請求が出てから40日とはっきり書いてますよ。今、質問を受けてるこのバグフィルターかな、耐火レンガ、これ会計管理者は47日目に支払いしてある。これは会計上、いけるんか。そこらもきちっとやっていかないと、悪う言うたら組織ぐるみでこういうことをやってるといふふうに思われても仕方ない。そやから、全て市長の責任、これは市長は逃げられない。しかし、市長に代わって仕事するのは職員や。職員がもっときちっとやっていく、私はこの姿勢が一番大事やというふうに思いますので、今、法律の話出ました。しかし法律はどうやいうことやなしに、やはり法律は守らないかんけども、法律の限度内でどうやとかいうことやなしに、きちっともっと早い時期にやっていくとかしないと、今のこの2件、工事終わってから請求書取るまで何か月かかってんねん。3か月も4か月もかかってる。出納閉鎖は5月31日……。

**増田委員長** まだございますか。

**岡本委員** もうこれしまいやがな、終わんねや。そういうことやから、それないように、もう答弁してくれやんでもええけども、そんな答弁してもうたらやっぱり具合悪いから、みんな職員は一生懸命やってるわけやから、やっぱりきちっとした答弁をしてもらいたい。ほかのことについては答弁お願いしときます。

**増田委員長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 岡本委員におかれましては、もう職員のときから、また議員になってから、長い間経験されたことの集大成の質問だと思います。おっしゃってることは理解できるところは多々あります。流用が悪いとかいいとか、法令がどうかとかではなくて、そもそも流用しなくていいものはしないようにするのは当然ですし、それについて我々はもちろん取り組んでいるつもりですので。また随意契約も、何が何でも随意契約をどんどんやれとやってるつもりではなくて、必要なものについて随意契約をしてるつもりだと思います。ただ、もっと減らせというご指摘は理解できる場所もありますので、そこについてはしっかり取り組んでいきたいと思えます。

また、財政についても詳しく説明していただいて、基金は若干今回は増えましたけれども、実質は減ってるんじゃないか、今後に向けてどんどん予算をしっかりと絞れるところは絞れというご意見だと思いますので、そこも全くそのとおりでと思います。無駄なものについてはどんどん削除すればいいですし、その浮いた財源でほかに新たな施策をする、それも我々認識してるつもりではありますが、改めまして、今、様々なご意見をいただきましたので、職員一同新たに肝に銘じてしっかり対応してまいりたいと思えます。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 質問といたしますか、ほとんどご意見いただいたのかなと思って聞いておりました。行政経験が非常に長きにわたった方のお話ですので、1つ1つある種重い気持ちが込められているのかなと思って聞いておりました。確かに、行政手続上、権限としてやれる部分、流用も全部が全部できるわけではなくて、ある一定の範囲でやれる項目になるんですけども、この委員

会での中の答弁でも申し上げましたように、やらなくていいものであったりとか、大きなものというのは予算審議をしていただいておりますので、やはりタイミングを見てお話をできる機会を持っていかないといけないのかなという思いがしております。この9月というのは決算議会でございますので、そのときには必ずその話はさせていただけるんですけども、そこまで置いておかないで、ある種機会があればという思いも感じております。先輩議員といえますか、行政マンとして長きにわたり務めていただきましたことに対しまして、また議員になられましていろんなご指導をいただきましたことに心から御礼を申し上げたいと思いません。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** そない言われたら、もう言えんようになってしもたけど、管財課長が説明してほしいのと、一遍質問漏れ落ちたわけやけども、クリーンセンターに関わって、これ不正してるとかそんなこと言うてんの違うて、この機会に、公文書のガイドラインというのか、これ国のほうで森友、あるいは加計、自衛隊の海外派遣、日報とかいろんな不正の話が出てきて、ここが不正あるとは言わへんけども、葛城市でそういう公文書のガイドラインを作っておられんのか、おられないのか、それを聞くのを忘れたさかい、それお願いします。

**増田委員長** 倉田課長。

**倉田管財課長** 管財課の倉田でございます。

予定価格調書のことについてでございますが、先日の委員会でも申し上げましたとおり、様式、記載方法、署名、記名、押印箇所等について法令で定められたものはなく、葛城市もそういう規定もございません。

他団体の状況ということでございます。財務省の通達によって100万円以下の契約について省略ということもございますので、法令で規定されたものもないので、ただ各自治体がそれぞれ財務規定、契約規則によって運用されておりますので、他団体の状況について詳細にここでお答えするのは適当でないと思っておりますので控えさせていただきます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今言うてんのは、そんな答弁してくれと私言うてんの違うわけやんか。やっぱり言われてるわけやろう。近隣をちゃんと調べて今日のあれに答えますとなってあると思うんや。そんな答弁してくれたらあかんけども、もうこんな時間来たさかいに、もうあんまり余計なことは言わへん。

そやけど、最後、市長からちょっとえろう褒めてもうたということでほんまに申し訳ないけども、やっぱり私もこの決算特別委員会でいろんなことを言いました。それなりには親切に答えていただいたということもあるので、この機会にお礼を申し上げておきたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 私、財政全般的なことで、市民はやっぱり葛城市の財政はどうなってんのと、うまいこと

行ってんのかなと、ここら関心のあるところではないかなと思うんですけども、その財政状況を確認する上で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率というこういう財政健全化判断比率があるんですけど、この間、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っている状況、将来負担比率、将来支払うべき負担、この分については若干改善をされておるんですけども、これももし答えられたらここも答えてほしいんですけども、これ分母が大きくなったんか、それとも分子が小さくなったんかという将来負担額が少なくなったんかなという、そういうところ。そしてまた経常収支比率についても0.3ポイント向上して改善はしてるんですけど、財政全般的に見ますと硬直が進んでいるという状況でありまして、これ12市中、葛城市は一体、財政健全化、どういう辺りに位置するのかなというところも関心があるところで、そしてまた他市との比較、そこらを教えていただければなと思います。

**増田委員長** 米田理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。

ただいま松林委員のほうから健全化判断比率の指標についての県内他市の中でどれぐらいの位置づけにあるのかというようなどころら辺のご質問であったかと思えます。まず、健全化判断比率の中で実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては実際黒字ということで、省略はさせていただきたいと思えます。

その次の実質公債費比率でございますが、こちらにつきましては、県内12市中、葛城市の位置づけでございます。今現在、どこの自治体におきましてもこの令和2年度の決算における議会での審査中であることから、ただいまから申し上げます位置づけにおきましては、令和元年度の実績に基づく数値で申し上げさせていただきます。実質公債費比率は、葛城市はよいほうから数えて4位となつてるところでございます。続きまして、将来負担比率でございます。こちらと同じでございます、令和元年度の実績に基づくランクづけといたしましては、よいほうから数えて5位ということになってございます。それから、経常収支比率でございますが、こちらにつきましては、12市中、葛城市は6番目ということになってるところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** いろいろと教えていただきまして、中ほどより上という、こういうような状況であるのかなと思うんですけども、いずれにしましても、やはり経営状態というか、これは方向的に言いますと悪化の方向には進んでいることは間違いないので、これまで以上にやっぱり歳入の確保とか歳出の削減に向けた取組が必要かなと、マイナスの方向からプラスの方向にやはりシフトしていくべきではないかなと思うんですけども、ここらについてどのような対策、どのように考えておられるのかなというそういうところを具体的に何かございましたら教えていただけますか。

**増田委員長** 米田理事。

**米田総務部理事** 総務部の米田でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの松林委員のご質問です。今後どのような考えなのかというようなご質問であったかと思えます。当然、今後の財政運営におきましては、現在、長引いております新型コロナウイルスの今後の動向には注意しなければいけないというようなことを思っております。そのような中で、地方創生、また人口減少対策、企業誘致等々におきましては継続的に取り組みながら、また公共施設やインフラ整備等の長寿命化など諸事業の財源に際しましては、起債と償還のバランスを考えながら有利な起債をうまく活用し、また国の補助、県の補助のみに限らず新たな財源の確保に向けた方策を模索しながらやらなければならないと考えております。今以上に財政の硬直化が進まないように経常経費の削減を行いながら、できるだけ基金を取り崩すことのない財政運営を行っていかなければならないという強い思いを持っているところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 松林委員。

**松林委員** いろいろとありますけども、新型コロナの影響は多分にあると、これをコロナ禍を乗り越えた後、やはり財政健全化の方向に向かってあらゆる方策を取り組んでいただきたいと、これは私からのお願いでございます。よろしくお願いを申し上げます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

西川議長。

**西川議長** 僕は決算の委員とは違いますけれども、もうこの発言する機会は僕も多分なくなるやろう。1つは、いろいろと皆さん財政のことも心配されておりましたけれども、要は平成16年に合併をきっちりと進めていったものとしては、いろんな基盤整備をできたとは思ってますよ。今、問題になっているクリーンセンターも学校給食センターも、そして学校の耐震化というのは奈良県で一番早く学校の耐震化が進んだと思いますよ。この合併特例債を利用して、そのしんどいのは分かって一本算定も国へ働きかけて10年延ばして、5年言うてたんが10年になってるはずや、これ一本算定も。その中で、はっきりと財政そのものも、今、財政調整基金、これ財政シミュレーションやったやつ持つてはるはずや。その中の基金取崩しそのものもちゃんと予測してあるはずや。それで今の葛城市の社会基盤がきっちりと整備できたと思ってるはずや。これ、合併なかったらできてませんよ。これ、合併なかった、今、奈良でも難儀してるようなクリーンセンターなんてできてることないですよ。そこらのところを、市長はその当時どんな立場であったかは別にして、この合併をやった、そのことは今、葛城市にとってどういうふうに評価されてんのか。僕はこれはしっかりと合併をやったことは、葛城市民、若い世代にもきっちりと財産として残していったと思ってるはずや。それをしんどいのは分かってますよ。これはいろいろと、どこの自治体も一緒や。葛城市だけ違う、そんなもんは。どこもしんどいよ。そやけれども、それをずっとシミュレーションしてありますやんか。こういう形になると、何十年にわたってシミュレーションしてあるやん。財政調整基金減りますよ、これずっと。それで、借金の額もピークはここに来ますよと、それはしてあるんやから、それを頭に入れて、皆さんが心配してはる財政のほうはきっちりとやっていく、それはもう阿古市長はそんなん分かってあるはずやから、そう思う。

それと、このクリーンセンターなんていうのは、合併がなかったら僕はできてないと思うし、このクリーンセンターそのものも、僕は反対の看板かけられて、はっきりと名前を入れて、この議員はこんなこと進めとるいうてやられても、これは進めましたよ。その中で、今、この法令違反や何やかんやいうて、こういうふうなことはやったらあかんのはやったらあかん、こういうことは。こんなもん、よく知ってやってるんじゃないやろうけれども、今1つだけ気になるのは、部長が夜中でも働いてどうのこうのというような、それでこういうミスが起きたというようなことを言うてるんやから、市長、本当にそんだけ人が足らんのやったら、ちゃんと補充してきちっとやったらんと、それが原因ならまた同じようなことが出てくるから、これはやっぱりちょっと部長の荷には負えへんから、そこらは市長なり副市長なりがよう考えてその体制を立ててあげてもらわんと、また同じようなことが出てくる。こんな、それは谷原委員が指摘し、皆さんが指摘するのは当たり前やと思うけれども、そやけど、これがしっかりしなさいいうことで、これ下手にごまかしたれというてやってる問題ではないと思います。こんなこと、ごまかして誰の得にもならんねんから、これはしっかりとやってやる。業者から、これ遅いやないかいいうて訴えられたんか、これ業者に。こんなんいうてどっかへ訴えられたりでもされたんかいな。これはただ当事者抜きの、法律的にこないせえよということやから、それはしっかりと守ったらええやん。そやけど、それをしようと思うたら、人数増やしたらなんと違うんかなと僕、何かよう分からんけど。それで夜中でも働かんなんねんと、そんなことはあり得えへんもん。そこらは市長、ちゃんと言うたってほしいのんと、それと、僕はこの前も言うたように、設計と設計監理は本来は一体やと僕は言うてます。設計監理料さえ出せば、その部分は払えば、はっきりとそのオーナー、クライアントと言うてるけど、その方の代わりにやる業務ですから、業者は建物建ててコンクリート1つ節約し、何1つ節約する、建物で収益いけるか、ひょっとしたらごまかすかもわからんと思うから、その専門的な技術を持ってる設計をやったり、土木でも一緒よ。その専門屋を自分の代わりに雇うわけやから、そのお金で。そやから僕は設計監理は一体であるべきやと。そやけども、役所のほうは設計はただ単なる技術屋と捉えてそういうことをやってるけれども、僕はよう分かりませんよ、岡本委員は知ったはるんかしらんけど、これ久米設計やったん、これ設計監理別々にやったんかな、これ。一緒やと思います、これ。だから、そういうもんやということを書いたかった。こんなんは余計なことや。ただ、合併のことに関して、市長のこのまだ総括するいうか、きちっとそれが成果として出ているということは出されへんのんかもわからへんけれども、平成16年に合併して、それで今ここへ来てどういうふう評価されてんのかだけはお聞きしたいのんと、クリーンセンターのこの人員をああいいう形で置いといてえんかどうかだけお考えをお聞きしたい、こういうふう思ってます。委員長、すみません。

**増田委員長** 前村部長。

**前村市民生活部長** 一言だけ、それは私の失言に近いものでございまして、タイミングが所長が合えへんと、決裁のタイミングが合えへんと言うんだったら、もう夜中でも来いやということのやり取りの中で言ってることで、実際は所長もそういうことは理由に付けておりませんので、効率の良い時間の工夫をもっとしていこうということで頑張っていくつもりでございます。

すみませんでした。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 16年分の総括になりますね。議長とは当初から合併の論議のときから、実は新庄町、當麻町の議員の中でお会いしてお話しさせていただいたときからのお付き合いでございますので、この葛城市の誕生についてはやはりいろんな思いを持っております。それで、この誕生について、誕生したからにはいいまちにしたい、いい葛城市にしたいという思いが人一倍強い方やと感じております。それを思いまして、更に今の現状の葛城市を見てみますと、事業としてはかなり通常ですとやれなかった事業をやってきたという、合併特例債等、有利な起債を使いながら取り組んできたのかなと。ただ、まだできてない部分もかなりあるのかなと。私に任された部分はまさにその部分にあるのかなという思いがしております。今現在、葛城市の評価というのは、これは外部からといいますか、市民の皆様方の評価が全てやと感じております。市民の皆様方が葛城市でいいなと感じてもらえたら、これはやはりいいまちづくりができて、いい発展の仕方をしてるんやと思います。その辺はもうしばらくしたときに全体としてのまたお話を聞かせてもらわないといけないのかなと。ただ、外部的には非常に葛城市の評価は上がってきている。これは先人の皆様方が積み上げてきていただいた、そのことに対する評価が大きいのかなという思いをしております。今後どのような形で葛城市が発展していくのか、ある種、新市建設計画というその期間をもう終わる段階になっておりますので、その後のまちづくりをさらに発展できるまちづくりを組み上げていきたいなと感じております。それが議長から言われました、尺土駅前開発は広場だけやったらいいのか、そうじゃなくて実は次のステップがあるんだという、その思いがまさにそれなんです。

それで、今、部長のほうで職員の件について話しましたが、言い訳ではなく、実際にそういう状況があるのであれば、それは改善するような方向で考えていきたいなと思っております。

以上でございます。令和2年度の決算でなくて16年分の総括をしていただきまして、本当にありがとうございます。

**増田委員長** 西川議長。

**西川議長** 今、市長の思いを聞かせていただいて、まだまだやらんなんことも市民の方にとって、やっぱり葛城市がこういうふうに進んでいくねんという道筋も示すことも頭の中にあると、16年間のことについては外部評価も含めて葛城市はええ評価をいただいているんじゃないかなというふうに言っていただきました。僕はこの議員にならせていただいて、そしてこういう合併を賛否が拮抗するような中でこの合併にこぎつけられた、そして今こういうふうな形で、人口も市長は5万人チャレンジとこういうふうにおっしゃるけれども、そういうふうにしていけたら、当初は4万人と言うてたんですよ、最低4万人はと言うてたんですよ。それでも、やっぱり葛城市は微増であっても人口が増えていく、そういう市であるので、僕は今後、市長のいろんな手腕に期待はいたします。そして、いろいろと議員の方々はやっぱりそれぞれの市民の方々の意見を受けての議論でございますので、えらい議員、職員の方々はいろいろしんどい部分の答弁もあると思いますけれども、きっちりと市民の方々の負託に応える、そ

して夢を持って働ける、そういうふうな形で議員はいろいろなことを質問して、いろんなことを要望する、これは議員の働きですから、そこらはきっちり分かっていたでいて、そして市長もやっぱり明るい職員がいきいきと働けるようになっていただければというふうに僕は思いますので、うまく言えませんが、僕は最後のこういう場、委員と違うけれども、委員長のお計らいによって発言させていただきました。

ありがとうございました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 決算の認定ということですので、認定、不認定ということになるかと思えます。私は先ほども発言いたしましたけれども、決算審査については議員必携を引かせていただきました。支出が適法適正になされているか、この適法であるかということについては、先ほど来からの議論で、これは法律違反ではないということで顧問弁護士の方のお話もあって紹介していただきました。しかしながら、監査委員の報告指導を受けたということで、その中で不適正な事務処理に直結することだということで大変厳しい叱責を受けたこと、それから顧問弁護士の方にあらわれては、契約はやっぱりこれは反していると。契約には反していると。つまり、契約事務について明らかに不適正な事務があったということは、これは理事者側のほうも認められたというふうに思います。

なぜこういう処理が起きたかということで先ほどから質問もあったわけですが、ちょっと私も激しまして申し訳なかったし、部長のほうもそういう中での言葉だったと思うんですけども、請求書がいつ届いたか、それによるということをおっしゃったので、これについては私は請求書の日付が1番で、もうこんなことを言い出したら葛城市に請求書の日付は請求書が出されたとき、一番新しいのがその効力を発すると思うんですが、葛城市に請求書を出すときは控えを業者がもらわないと、いついつ渡しましたと、こんなことは信義に反するわけですから、私は市長が率直におっしゃいました、会計処理を失念したということが原因であるというふうなことを率直におっしゃっていただきましたので、私もそうかなと思います。つまり、非常に、本来は早く40日以内、あるいは30日以内に支払わなければならない業務ができなかったということについては不適切な事務があったと私は思います。別にこれが法律違反して遅延利息ということで業者から訴えられてるわけじゃないわけですけども、私はこの間、葛城市におきましては、残念なことに非常に裁判を多く抱えております。その裁判を多く抱えた結果、新たな多額な支出を弁護士費用等に対しても払わなければならない事態になっております。したがって、法令に違反して業者から訴えられたり、あるいは

市民の方が住民監査請求をされて裁判を抱えるということになれば、本当に職員の方も大変です。ですから、そうならないように法令規則に従ってきちっと行政を進めていくというのは、市民の負託に応えるため当然のことです。私も議会の審議を通じて、決算審議を通じて、こうした不適切な事務があったということを、ぜひ反省していただいて改善に努めていただきたいと思います。

なぜ認定に反対であるかということなんですが、実は私は議員になって4年になりますけれども、ずっと監査の強化とか、あるいは入札契約の適正化とかいうことをずっと取り上げてまいりました。それは、これは国のほうが地方自治法を平成29年度に改正しております。その中に、今後、日本社会は人口減少になっていく、先ほど委員のほうからもありましたけれども、財政上も大変になってくると。したがって、行政事務を効率的にかつ適正にやっていくことが強く求められているということで、地方自治法が幾つか改正されて、令和2年度の4月からその一部条項を発効しております。その中にこう書いてあるんですね。

「住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げるように地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まってくる」と、これが法律を改正する趣旨だと。つまり、先ほど言いました、よりよいものをより安く、そして事務が効率的にきちっと運営される、そのために地方自治法は改正されて、ポイントが4つあるんです。私、これ素晴らしいものだと思います。1つは、地方自治体の長が内部統制を強化する、ガバナンスですね。ガバナンスを強化して、つまりコンプライアンスをしっかりと守っていくというそのガバナンス強化を長がしっかりと内部統制をやっていく、これが1つです。2つ目は、監査委員などがしっかりとこの監査を強化してやっていきたいと思います。3つ目が議会なんです。つまり議会に対して地方自治法では、こうした少子高齢化の中で人口減少があると、その中でよりよいものをより安くということに対して、議会についても決算不認定の指摘事項に対する長の責任、説明責任を果たす仕組み、これが地方自治法にあるので、それをしっかりと行使すると。4つ目が住民です。住民監査請求で、つまり行政も議会も不十分なときには住民監査請求でそれを正していく。つまり、行政、監査委員、議会、そして市民が適正な行政運営ができるように、これをやっていこうというのが地方自治法の改正の内容です。その中に議会の役割があるんですよ。だから、私が言ってるんですが、これは不認定になったらどうなるかという、つまり不適切な事務があったと認定して議会がそれを不認定にすると、行政の側はその改善について適正な措置を取って、それを必要があればそういう措置を取って議会に報告する。市のホームページに公表する。こういうことを地方自治法では求めているわけです。私はこの件につきましては、新聞にも載りました。クリーンセンターの件は新聞にも載りました。市民の方も広く知られている。さらには、今日は葛城市議会では議会の様子を公開してますから、議論されてることも皆さんご存じなんです。改善してるということも、改善の努力をしてるということもお話があつて……。

**増田委員長** まとめていただけますか。

**谷原委員** よくやっておられると思うんですが、これをきちっと正式な形で、私は議会が不適切な事務があったということが明らかにされてるわけですから、不認定にした上で行政の側がしっ

かりとこの不認定について受けたことを受けて、再度調査をして……。

**増田委員長** 再度申し上げます。まとめていただけますか。

**谷原委員** 再度調査をして、そして議会にも報告する。そしてホームページにも公表することが私は市民の信頼を回復するための大きな機会になると思います。それは、総務省のこの法の趣旨にも書いてることです。だから、私は不認定にすることは不名誉とかそういうことではなくて、議会の機能としてこうしたことをしっかり果たしていくことが私たちの責務ではないかということをお訴え申し上げまして、委員の皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 私は、認第1号、令和2年度葛城市一般会計決算について賛成の立場で討論をさせていただきます。今年度の決算の特徴は、新型コロナウイルス感染症対策により、葛城市政においては過去最高の決算額となりました。歳出総額が209億5,736万3,338円で令和元年度が145億9,556万5,616円なので、63億6,179万7,722円の増、伸び率で言いますと43.6%の増となりました。歳出では、特別定額給付金事業費で総額37億5,759万円、地方創生臨時交付金事業費で総額2億3,072万円、子育て世帯臨時特別給付金事業費とひとり親世帯臨時特別給付金事業費で1億2,410万円、全戸配布されました不織布マスク購入、そのほかにもワクチン接種事業関係など、新型コロナウイルス感染症に係る事業が大きく通常の年度とは違う異例の決算となっています。現在においても、新型コロナウイルス感染症は収束していないことから、今後におきまして、感染防止対策及び生活支援などを効果的に実施していただくことを望むものであります。

このような情勢の中においても、安全・安心なまちづくりとして屯所の建替えや自己負担のない高齢者インフルエンザ予防接種など、また教育関係ではGIGAスクール構想による学校情報化推進事業、及び校内通信ネットワーク推進事業や、新庄中学校のトイレ改修、教育面のほうにも非常に力を入れていただいた決算であります。本決算において、財政調整基金を取り崩すことなく約4億円の積み増しがありましたが、これは葛城広域行政事務組合の解散に係る返還金と未処理金の合計額が約4億2,000万円であることから、実質的には若干の取崩しであると思われます。また、地域振興基金の取崩しが続いていることも今後の葛城市の財政について不安を感じるところであります。また、施設関係においては、高額な空調設備の入替えや修繕の工事が多数あったことから、長期計画を見据えた施設の最適化や長寿命化を計画的に実施していただくことで経費の節減に努めていただくことを望むものであります。

次に、歳入面に目をやりますと、市税の収納率は昨年度と比較して0.35ポイント上昇し、努力された形跡を見ることができますが、まだまだ改善の余地があると思われます。企業誘致を進め、引き続き税収の確保、また財源の確保にご努力をお願いしたいものであります。

また、経常収支比率や実質公債費比率などの財務指標は、全国的に下位にある奈良県の比較はあまり参考になりません。全国レベルでの平均的な数値に近づけるためにも、さらなる行財政改革は必要であると考えます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、市政にお

きましても市民の安全や安心確保のために相当な仕事量が増え、感染対策には全職員が一丸となり努力をされてきたことは本当に評価をさせていただきます。しかし、本来の業務に対し不備な点も指摘されました。今後は改善に向け、原点に立ち返り、この苦難を市民とともに乗り越え、1日も早い元の活気のある葛城市に戻していただくためには、より緊張感を持って業務に当たっていただきますようお願いいたします。

最後に、今後もより市民が安全で安心して生活が営めるように、また職員が市民のために生き生きと働ける、そのような葛城市になるよう、そのためにも有意義な財政運営を目指していただくことを要望させていただきます、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、決算でいろいろと質問させていただきました。改善すべきは改善していくという回答をもらっております。私ももう任期が最後ですので、最後は賛成という形でしたいという気持ちを持っております。しかし、このクリーンセンターにつきましては、今のこの決算を見る限りではなかなか賛成するわけにはいかない。ということは、いわゆる事務的なことを改善するというで、今現在、改善されてない。だから、支払いにしても契約、言うたら40日以内に払う、これはもう一般常識の話やと思うんです。それを47日間過ぎて支払いするとか、こういうようなことを聞かされたら、何ぼほかええことしてもうたかて、これは困るいう形の中で私は賛成しかねますので、よろしく申し上げます。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 認第1号、令和2年度葛城市一般会計の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度一般会計につきましては、歳入総額211億8,846万6,000円に対し、歳出総額209億5,736万2,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて実質収支は8,895万3,000円であり、黒字決算となっております。まず歳入面におきましては、市税確保のため始められたコンビニ収納も定着しました。また、収納対策にも力を入れていただき、結果、滞納繰越分では前年度より7.02%の増、現年分においては0.21%の減となっておりますが、市税合計では0.35%増と、着実な成果を上げておられることは評価いたします。また、歳出面におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策が大きく、給食費の助成、アクリルパネルや手指消毒液の配布等、独自事業にも力を入れていただきました。このようなコロナ禍においても、国の補助金や有利な起債を利用した二酸化炭素排出抑制対策事業や屯所の建替え、緊急浚渫推進事業等、安心・安全な葛城市を目指す姿勢がうかがえた決算となりました。しかし、これまでからも指摘されている繰越事業、特に契約繰越しじゃない事業が多く、国の施策に伴う事業を除き、会計年度独自の原則からも年度内に事業を完了していただくことを要望しておきたいと思っております。

今回の決算特別委員会や一般質問で問題となりました契約事務について研修等、職員1人

1人が着実に理解し、今後は的確な事務執行できるよう対策を講じていただくようお願いをいたします。今後も市民が安心して暮らせるまちづくりのための諸施策の推進に取り組んでいただくことはもちろんのこと、効率的で質の高い市政運営の実現に向け、歳入面ではさらなる財源の確保に努められ、基金の取崩しをせずに積み増しできるよう、また歳出面では事務事業について精査されるなど、将来を見据えた計画的な財政運営を推進し、健全な行政運営に取り組まれるようお願いをいたします。

以上により、本決算においては認定すべきと判断できる内容であると申し上げ、賛成討論といたします。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 賛成多数であります。よって、認第1号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

職員の入替えは随時行っていただきたいと思えます。

前村部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

決算書の165ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額37億3,762万4,000円、2、歳出総額35億7,596万3,000円、3、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1億6,166万1,000円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。歳出からご説明申し上げますので、174ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,167万9,026円の支出でございます。

2 目連合会負担金541万9,178円、3 目共同事業負担金といたしまして、553万6,000円の支出でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費では、220万9,569円の支出でございます。

下のページ、175ページにまいりまして、3 項1 目運営協議会費として21万8,880円の支出でございました。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費では21億3,911万9,423円の支出、2 目退職被保険者等療養給付費3万3,677円、3 目一般被保険者療養費では、2,745万1,372円の支出でございます。

4目退職被保険者等療養費の支出はございませんでした。

5目審査支払手数料では、743万8,456円の支出でございます。

176ページ、2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費で3億1,237万6,405円、3項高額介護合算療養費では、1目一般被保険者高額介護合算療養費で42万5,812円の支出でございます。

4項移送費の支出はございませんでした。

177ページ、5項出産育児諸費、1目出産育児一時金で1,090万4,000円、2目支払手数料で5,460円の支出でございます。

6項葬祭諸費、1目葬祭費では147万円の支出でございます。7項傷病手当金の支出はございません。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金では、9億1,057万6,254円の支出でございます。

4款1項1目共同事業拠出金では、360円の支出でございます。

178ページ、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、3,108万1,517円の支出でございます。

2項保健事業費といたしまして、全体で588万7,002円の支出でございました。

179ページ、6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では、1億1万25円の支出でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目一般被保険者保険税還付金、3目一般被保険者保険税還付加算金、5目償還金合わせまして、412万648円の支出でございます。

180ページ、2項1目療養費等指定公費立替金といたしまして、110円の支出。

8款予備費の支出はございません。

歳出合計といたしまして、35億7,596万3,174円の支出でございました。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

170ページに戻っていただきまして、1款国民健康保険税でございます。1項1目一般被保険者国民健康保険税、全体といたしまして、7億5,810万8,253円の収入でございました。

2目退職被保険者等国民健康保険税といたしまして、合計61万6,977円の収入です。

171ページです。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして、17万5,128円の収入。

3款国庫支出金では、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金として622万7,000円、2目災害等臨時特例補助金として625万8,000円の収入でございました。

4款県支出金では、1項県補助金、1目保険給付費等交付金として、25億3,552万187円の収入。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万25円の収入でございます。

172ページ、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億5,281万3,530円の収入で、2項基金繰入金はございません。

7款繰越金といたしまして、1億5,215万4,794円でございます。

8款諸収入では、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金といたしまして

930万6,911円の収入で、2目退職被保険者等延滞金はございませんでした。

2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料では、1,063万646円の収入でございます。

173ページ、3項療養費等指定公費返還金といたしまして、110円の収入でございます。

4項の雑入でございます。1目滞納処分費はございませんでした。2目一般被保険者第三者納付金といたしまして183万821円の収入、3目退職被保険者等第三者納付金はございませんで、4目一般被保険者返納金といたしまして397万1,304円、5目退職被保険者等返納金、6目雑入はございませんでした。歳入合計37億3,762万3,686円の収入でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、幾つか質問させていただきます。まず全体のことを知りたいので、166ページ及び167ページです。歳入歳出、細目でないほうで質問します。

まず、歳入の1款の国民健康保険税です。これは昨年度比ということで考えたいのであれなんですが、世帯数は昨年が幾らで今年が幾らになっているのか、世帯数及び被保険者数です。つまり、増えてるのか減ってるのかということを知りたいんですが、その上で国民健康保険税、これは昨年から比べて今年度どうなっているのか、これについて1つお伺いいたします。

それから2つ目になります。これも昨年度比で考えたいと思っておりますので、歳出のほうですけれども、2款の保険給付費です。コロナということで昨年度は大変だったわけですけれども、この保険給付費、これが支出済額で結構なんですけど、前年度、それから今年度、今年度は書いてありますからあれですが、前年度からどうなっているか知りたいので、前年度がどんなことになってるのか。

3つ目ですけれども、国民健康保険事業費納付金、これは今、奈良県全体が国保の単位化ということで、県全体の国保になってますけれども、そこへ納める納付金、これが前年度比どうなっているのか、前年度がどうなっているのかという数値について、この3つお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問です。国保世帯数の増減ということで、令和元年度平均になりますけれども、被保険者数8,877人、世帯数として4,978世帯になります。令和2年度8,631人で4,918世帯ということになります。

2つ目の保険給付費についてでございます。令和元年度26億1,323万1,544円に対し、令和2年度は24億9,922万4,605円ということで、前年度比2.4%減っております。

あと、国保事業費納付金が昨年と比べてどう増減しているのかということなんですけども、令和6年度の県単位化の推計保険税率を目標値としまして、葛城市は激変緩和措置を受けながら毎年段階的に引き上げる計画となっております。令和2年度の増減の内訳ですが、保険

税相当分に大きな変更はありませんでした。財政安定化支援分で114万7,000円、保険者支援分で約204万円等で、大体336万円ぐらいの増になりました。

以上です。

**谷原委員** 国民健康保険税のほうは。

**増田委員長** 椿本課長。

**椿本収納促進課長** 収納促進課、椿本でございます。

収入状況につきましてお答えいたします。国民健康保険税収入状況につきましては、まず令和2年度の現年分におきまして、まず調定額7億6,298万8,000円に対しまして、収入額が7億2,001万400円となっております。徴収率が94.37%となっております、平成31年度、昨年度におきましては93.42%でありましたので、若干上昇したところでございます。

滞納繰越でございます。こちらは調定額が1億9,000万6,874円に対しまして、収入済額が3,871万4,830円となっております。徴収率が20.38%となっております。昨年が16.95%でしたので、この滞納繰越分につきましてはかなり上昇したところでございます。

この合計で申しますと、調定額9億5,299万4,874円に対しまして、収入済額が7億5,872万5,230円となっております。徴収率が79.61%となっております、昨年、平成31年度は77.83%でしたので、全体といたしましても上昇したところでございます。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 国民健康保険税の今年度の収入済額はここへ書いてあってそのとおりになんですけど、前年度は幾らだったか。細かい細目じゃなしに、トータルで幾らだったかお聞きしたいんですけど、前年度です。

**椿本収納促進課長** 前年度の調定額でよろしいですかね。

**谷原委員** いや、収入済額。

**椿本収納促進課長** 前年度の収入済額が現年分で6億9,956万5,058円、滞納分で3,250万5,367円です。

**谷原委員** 合計分かりますか。これと合わせてほしいんです。この166ページの1款のこの収入済額とありますね。それ、多分両方入ってるんだらうと思うんです。現年度分とそれから滞納の繰越分と、それが幾らになってるか聞きたいんです。

**椿本収納促進課長** 合計ですね。

**谷原委員** 合計です。

**椿本収納促進課長** 昨年度の調定が9億4,059万3,922円、収入済額が7億3,207万425円でございます。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。国民健康保険税も昨年度から若干減少しているということですね、収入がね。それは、今、保険課長のほうからお答えがありましたように、奈良県国保の統一保険税水準に向けて毎年上がってる過程です。だから前年度から上がってるにもかかわらず保険税税収全体が少なくなったのは、先ほどありましたけど、世帯数もそれから被保険者数も減ってきております。今日の議論でもありましたけれども、国保税が高いので、やっぱり

働いている方、65歳以上から働きに出ている人が多くて、それも社会保険が取れるぐらいの時間数働く方が増えて、今、国保から高齢者の方がどんどん減ってるという状況があって、国保税が上げられてるにもかかわらず収入額が減ってきているという、非常に国保としては大変厳しい状況というのが分かりました。

それから歳出のほうですけれども、保険給付費が2.4%減少しております。これも被保険者が減ったからその分減ったとも考えられますし、コロナのあれがあって減ったとも考えられるんですが、問題はこの3のところなんですね。国民健康保険事業費納付金、つまり県に納付するお金です。だから、国保全体が減っている、保険給付費も減っている、ところが県の納付金がちょっと上がってるんですよね。これはなぜなのか。どういう計算でこういうふうに納付金が上げられているのか。葛城市の場合、保険給付が減ってるわけですから、それにあわせて私も納付金が減るのかなと思ったんですけれど、実は上がってるので、葛城市にとっては非常に収入面も減っているし、これがどういうことになってるのかについてお伺いいたします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願いします。

令和6年度に向けて県統一に向けて、段階的に葛城市のほうは毎年上げていく形になっております。昨年見直しがありまして、令和6年の到達時点がどうなのかというところを県のほうは見直しされたんですけれども、特に去年の段階で大きな変動はないという回答でした。ただ、令和6年度に向けて、今、コロナの関係とかもありますので随時見直していくということですので、今の段階では計画的に上げていくという方向でしかないということです。

お願いします。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 当初予定されたもので計画的に上げていってもらいますと、現状では給付費がコロナの影響で下がったりいろいろあっても、そこは取っていきますよということだということで、よく分かりました。しかし、当初の見込みより、恐らく世帯数も被保険者数も減ってきてるし、ちょっと厳しいところが出てくると思うんですけれども、取る分はきちっと取っていくこと、よく分かりました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** もう1点だけお伺いします。財政調整基金というか保険関係の、この国保特別会計の財政調整基金についてお伺いします。これについては、これも167ページでもう分かりやすいのでこれでいきますけれど、歳出の6基金積立金、これで保険勘定の財政積立金ということで、1億円ほど積み立てていると、そこへ支出してるわけですから、1億円積み立てたということになります。その上で、次のページになりますけれども、歳入歳出の差引残高が今年度につきましては1億6,100万円余り、その1億円積み立てて支出しても、1億6,100万円ほど歳入歳出で残高が残ってきているわけです。これについての扱いはこのまま置いておくのか、なぜ基金のほうに入れなかったのか、これについて1つお伺いしたいのと、現在、令和2年

度に1億円基金を積み立てて、現在の基金残高、これが幾らになってるかについてお伺いします。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課、新澤です。よろしくお願いします。

基金のほう、1億6,000万円、このまま持っておくかということなんですけれども、この議会で承認いただいた後に、翌年度精算による返還金等、また令和3年度の予算は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して税収を算定した結果、歳出予算に対して歳入不足となった予算額になっております。そのため、先行きが不透明な状況でしたので、税率をこれ以上上げるよりは、不足分が出た場合、財政調整基金からの繰入れにより補てんするような予算になっておりますので、その辺りも考慮する必要があると思います。ただ、また市長と相談させていただいた上で繰越金としての全額保持しておくのではなく、基金のほうへも積立を考えております。

あと、令和2年度末の基金残高ですけれども、2億54万4,813円になっております。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 意見だけ言わせていただきます。2億円、今、基金があると。これは統一保険税に向かうときに、県単位化のときに葛城市は一般会計から補てんしてましたが、それは禁止になったので、財政調整基金は全くありませんでした。それで1億円、新たに積み立てたと。毎年1億4,000万円ほど一般会計から国保特別会計に繰り入れていましたので、それがなくなる代わりに1億円積み立てたと、その点で18歳までの医療費無償化という財源も出てきたわけですが、これは今、2億円もうあるわけです。先ほどおっしゃったように、差引残高で1億6,000万円また繰り越してるわけで、これについては次年度また状況見て積み立てますと、1億円積み立てたら今度3億円になるんです。1年間で1億円積み上がってきてるんですね。これは私ははっきり言って取り過ぎてるんだらうと思うんです。計画は保険税に従って保険税を上げていってるので、しかし給付は落ちてるんですよ。給付は落ちてる。いろいろな事情があると思いますけれども、だからこれについてはぜひ国保被保険者に還元していただきたい。実際にこのコロナ禍で財政調整基金、国保から取り崩して保険税を抑えた市町村が奈良県内にもございます。橿原市が一番有名ですけど、この1年間据え置いたんです。私は立派だなと。それは財政調整基金取り崩しました。葛城市も状況によると次年度で3億円の基金が積み上がりますので、コロナで非常に住民の方が大変だし、何より国保税が高い高いというのは物すごく聞くんですよ。それは、社会保険に入っていた方が国保に入るとびっくりしますので、そういう点でそういう運用もぜひ考えていただきたいということで質問を終わっておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、葛城市国民健康保険特別会計決算について、不認定の立場で発言いたします。

不認定の理由は、私もこのコロナの件もありますから、取崩しということを求めてきたわけですが、そうならなかったということが1点です。なかなかそういう点では、もっと柔軟に対応していただきたかったなという思いがあります。

それからもう一つは、奈良県の県単位化によって統一保険税となると、葛城市がそれではどうかということ、私はもう問い続ける必要があると思っております。なぜかと言うと、葛城市には大きな病院がありません。だから、他市と比べても保険給付費が低いんですよ。つまり、葛城市民の方々が医療給付を受けてる水準は低いんです。しかし、保険税は他市町村と同じように取られると。これは、全国的にも奈良県は非常に私ひどいと思います。やっぱり保険給付費が低かったら保険税もそれなりに低くしておく、そういうほかの都道府県あるわけです、現状によって。インセンティブも働きませんからね。だから、幾ら医療にかかろうと保険税は一緒というのは、葛城市が持つてる医療資源の不足から見ても葛城市民にとっては不利益な今の奈良県の保険制度になっておりますので、この観点から私は反対します。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

吉村副委員長。

**吉村副委員長** 私は、認第2号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は持続可能な制度を構築するために平成30年に大きく改正され、市町村独自の財政運営から都道府県が市町村と一緒に運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされました。本年度の決算は、制度改正以降3回目の決算であります。奈良県では令和6年度に保険税率を統一することになっており、これまで一般会計からの財源補てんにより低い税率を保ってきた葛城市では、税率の引上げが不可欠な状況でしたが、県と協議を重ねていただき、激変緩和措置を活用することで保険税の急激な引上げを抑え、段階的に引き上げる方針が示されました。この取組により、昨年度に引き続き一般会計からの財源補てんを受けることなく黒字決算となりました。国民健康保険事業を持続的に維持し、円滑に運営するために努力された決算であると評価するものであります。

このような決算の中で、保険税全体の収納率につきましては79.61%と、前年度の77.83%を1.78%上回っていることから、継続して収納率の向上に努められた結果であるものと考えます。また、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、きめ細やかな受診勧奨、そして重症化予防の取組などの継続的な保健事業の推進により、特定健康診査、特

定保健指導の受診率は年々向上していたところ、コロナ禍の影響により春の集団健診が中止されたことや受診控えが生じ、受診者が減少したことは残念ではありますが、今後、更に被保険者の健康への意識啓発を図られることを期待します。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆さんにとって大切なかけがえのない制度です。引き続き、奈良県と共同して安定した制度運営に取り組むとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保と、保健事業の推進による医療費の適正化に努められ、今後においてもより一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

決算書の259ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4億9,788万3,000円、2、歳出総額4億9,696万7,000円、3、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに、91万6,000円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、267ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費として、317万5,749円の支出でございます。2項徴収費では、122万630円の支出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として、4億9,245万538円の支出でございました。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目保険料還付金で11万7,933円の支出。268ページ、2目還付加算金で2,000円の支出でございます。

4款予備費の支出はございませんで、歳出合計4億9,696万6,850円の支出でございます。264ページにお戻り願います。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料といたしまして、3億7,786万2,382円の収入。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料といたしまして、2万2,650円。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、1億1,826万2,185円でございます。

4款繰越金では、119万7,000円でございます。

下のページ265ページ、5款諸収入では収入済額10万5,933円で、2項1目保険料還付金といたしまして10万3,933円、2目還付加算金で2,000円でございます。

3項預金利子、4項雑入ともにございませんでした。

6款国庫支出金、1項国庫補助金、266ページ、1目総務費国庫補助金といたしまして、43万3,000円の収入で、以上、歳入合計4億9,788万3,150円でございます。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願ひました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** これも同様のことをまたお聞きしたいと思うんですけれども、186ページ、明細ではなくて全体のほうでお聞きします。保険料ということです。保険料が前年度収入からどうなったのか、これは人数にもよると思いますけれども、収入済額だけで結構です。これを教えてください。前年度ですね。

それから188ページ、歳出のほうです。歳出のほうは、前年度のものを教えてほしいのと併せて、予算現額から見て支出済額が大きく減っております。不用額が1,500万円ほど出てくるわけです。かなり大きな不用額が出ておりますので、この理由についても併せてお願いしたいと思ひます。

続いてですが、保険給付費ですね。保険給付費がこれも若干減ってるようですが、前年度と比べてどうなのかということについて教えてください。

**増田委員長** 新澤課長。

**新澤保険課長** 保険課の新澤です。よろしくお願ひいたします。

まず保険料のほうです。令和元年度です。3億4,330万8,100円になります。令和2年度です。3億7,786万2,382円になります。

2つ目、少しお待ちください。

3つ目です。医療給付費の総額ですが、令和元年度44億4,927万7,578円と、令和2年度43億1,275万8,410円となっております。

(介護保険特別会計ではなく、後期高齢者医療保険特別会計の決算審査を行っていることを確認)

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 後期高齢の場合ですけれども、これも被保険者の方の使用料とそれからあとほかの社会保険から入ってる使用料となってるわけですが、これについて増減が出てくるんですが、私はもう意見だけしておきますね。後期高齢者の医療保険についても段々財政上厳しくなってるというのは、これから団塊の世代も含めて75歳問題ということがあります。したがって、これは財政全体が膨らむだけでなしに支出も今後膨らんでいくということで、これについては、国の制度、あるいはここはもう広域化になってますから葛城市のできることは少な

いんですけれども、これについては私としても今後、高齢者の方が本当に悲鳴を上げておられますので、この点については注意していきたいと思っております。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** これについても先ほど述べましたけど、国の大きな制度、それから県の広域化の中で、葛城市としてはできることはないんでありますけれども、日本共産党としては現在の後期高齢者医療制度そのものについて高齢者の負担を強いるものであるということで反対したいと思います。高齢者医療保険の財源をどうするかということについては委員会で話すようなことでもないと思いますので、反対の立場ということでお話ししておきます。また本会議で述べたいと思います。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

吉村副委員長。

**吉村副委員長** 私は、認第8号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から制度が開始されました。従来の制度で指摘されていた現役世代との費用負担の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として創設されたものであります。急速に少子高齢化が進み、社会保障全体の費用が増加し、医療費が伸びる中、保険料の軽減措置、納付方法の見直しなど様々な制度の見直しが行われたことにより、着実に制度が定着してきていると感じます。令和2年度決算は歳入においては歳入全体の75.9%を占める保険料は2年ごとの見直しの2年目となり、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.9%と前年度と同様に高い率を保っています。本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.1%を占め、前年と比較して9.8%の増となっています。今後、増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域連合が運営主体となり医療費最適化や健康保持増進のための保健事業を積極的に取り組まれていることで、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとし、安定的で健全な制度運営の継続につながっていると考えられます。

今後も後期高齢者医療制度が被保険者の方々にご理解をいただき、奈良県や広域連合と連携を図りながら、将来にわたり持続可能で安心できる医療制度の構築のために一層の努力をいただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 起立多数であります。よって認第8号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第6号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。

認第6号、令和2年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

決算書の237ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,489万円、2、歳出総額1,388万3,000円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額はともに、100万7,000円でございます。

それでは、244ページをお願いします。

歳入歳出決算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。

1 款霊苑事業費でございます。1 項1 目霊苑事業費では、533万3,494円の支出。

2 款諸支出金といたしまして、1 項基金費、1 目霊苑整備基金費854万9,773円。

3 款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計1,388万3,267円でございます。

242ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料として、826万5,780円。

2 項手数料、1 目霊苑手数料として、8,200円。

3 項使用料、1 目霊苑使用料として、216万円の収入でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金といたしまして22万9,887円。

3 款繰入金といたしまして、322万6,000円の収入でございます。

4 款繰越金といたしまして、100万円でございます。

以上、歳入合計、243ページ一番下、1,488万9,867円でございます。

ご審議よろしくお願申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時25分

再 開 午後2時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件つき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の185ページをお願いいたします。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額30億8,206万5,000円、歳出総額29億8,388万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも9,818万4,000円でございます。

次に、189ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,840万6,000円、歳出総額1,840万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。200ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では767万8,710円の支出、2項徴収費では131万6,321円の支出、3項介護認定審査会費では2,501万4,482円の支出でございます。

続きまして、201ページ、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳どおり、合計24億2,106万3,074円の支出。

2目介護予防サービス等諸費では同じく備考欄の内訳どおり、合計8,318万4,984円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、202ページ、2項その他諸費では292万5,932円の支出、3項高額介護サービス等費では7,752万5,354円の支出、4項特定入所者介護サービス等費で

は1億2,002万4,190円の支出でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、7,325万1,692円の支出でございます。

続きまして203ページ、2項一般介護予防事業費では、2,212万3,708円の支出でございます。

続きまして205ページ、3項包括的支援事業・任意事業費では、3,557万2,283円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、207ページ、4款基金積立金、1項基金費では、7,312万9,468円の支出でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、4,107万978円の支出。

6款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額32億1,033万1,000円に対しまして、支出済額29億8,388万1,176円。不用額2億2,644万9,824円でございます。

戻っていただきまして、194ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料では、7億170万6,066円の収入。

2款使用料及び手数料、1項手数料では、3万5,600円の収入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金では4億8,186万7,279円の収入、2項国庫補助金1億6,410万485円の収入でございます。

ページめくっていただきまして、196ページ、4款1項支払基金交付金では、7億5,927万7,000円の収入。

5款県支出金、1項県負担金では4億697万4,000円の収入、2項県補助金では、2,104万1,935円の収入でございます。

続きまして、197ページ、6款財産収入、1項財産運用収入では、1万9,247円の収入。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では4億3,322万4,523円の収入、2項基金繰入金の収入はございません。

8款1項繰越金では、1億1,381万1,649円の収入。

9款諸収入では、3項雑入で、7,804円の収入でございます。

歳入合計、予算現額32億1,033万1,000円に対しまして、調定額31億24万3,832円、収入済額30億8,206万5,588円、不納欠損額323万2,460円、収入未済額1,494万5,784円でございます。

続きまして、209ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金（1）介護給付費準備基金では、前年度末で現在高1億3,187万7,000円、決算年度中増減高としまして7,312万9,000円の増で、決算年度末現在高は2億500万6,000円でございます。

次に、211ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、61万2,477円の支出でございます。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では、1,779万3,725円の支出ござい

ます。

3款諸支出金及び4款予備費の支出はございません。

ページをめくっていただきまして212ページ、歳出合計、予算現額2,800万円に対しまして、支出済額1,840万6,202円、不用額959万3,798円でございます。

戻っていただきまして、210ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では、1,830万9,673円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、6万1,509円の収入でございます。

3款1項1目雑入では、3万5,020円の収入でございます。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額2,800万円に対しまして、調定額、収入済額とも、1,840万6,202円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** それでは、よろしく申し上げます。

まず最初に、分かりやすいのはこの成果報告書のほうですので、97ページです。介護保険料の収納状況についてお伺いいたします。特別徴収、普通徴収とあって、令和元年度と令和2年度分について記載があります。そこでお伺いしたいんですけども、96ページの下段には、介護保険料の段階別人数についてということで被保険者数が書いております。この被保険者数、令和元年度から令和2年度まで伸びているわけです。1万365人から1万447人に被保険者は増加しております。ところが、介護保険料の収納状況を見ますと、現年度分で令和2年度のほうが特別徴収が減少しているという状況になっております。また、普通徴収についても減少しているということになってるんですね。この理由について、なぜ被保険者数が増えているのに介護保険料について昨年度と基本的には基準月額が変わっておりませんから、どうしてこれが減っているのかということについてお伺いをいたします。

その同じことになりましてけれども、いわゆる特別徴収と普通徴収です。これについては、普通徴収というのはどういうものであって、それが滞納繰越分はこれも増えておりますので、これはどういう状況で増えているのかということですね。基本的なことですけど、もう一回確かめておきます。

それから3つ目になりますけれども、これ非常に細かいことなんですけれども、204ページです。決算書のほう204ページになりますけれども、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、予防事業のほうですけれども、備考欄の真ん中のところになります。地域介護予防活動支援事業ということで、報償費のところには生活応援サポーター謝礼ということが出ております。今、生活応援サポーターが何人ぐらいいらっしゃって、実際何人の方が支援を、サポートを受けておられるのか。これは、特に生活応援サポー

ターが増えてるのか減ってるのか。今後、私は非常に重要な役割を果たされている方だろうと思うんです。実際、地域に見ても、非常にこれを受けてる方はありがたい支援を受けておられるんですが、この状況を具体的にお聞かせ願えますか。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず質問の、成果報告書の97ページに記しております介護保険料の収納状況等について説明させていただきます。

まずこちらのほうにつきましては、調定額におきましては、特別徴収と普通徴収の合計で見ていただきますと、確かに対前年度比で1.5%の減ということで、1,119万円の減額となっております。これは、もちろん介護保険料の基準額は変わっておりません。ただ、平成30年度に消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴いまして、低所得者層についての介護保険料の軽減措置が行われておりまして、そちらのほうは令和元年より令和2年のほうが満年度、1年間分について全てを軽減されるという措置が行われましたので、調定額といたしましても減額にはなっておりますが、その減額分につきましては国庫と県費と市単費の合計額4,237万円を繰り入れておりまして、第1号被保険者数については、先ほど言っていたように増にはなっております。介護保険料については軽減措置が行われたことについて負担額のほうは減ったということになっております。

続きまして、普通徴収のほうです。逆に特別徴収といいますのは、ご存じのように年金のほうから天引きされて徴収される方法でございます。普通徴収といいますのは、それ以外の方につきましては、直接市役所のほうから納付通知書のほうを送らせていただきまして納付をいただいているという形を取っている方々になります。どのような方々になるかといいますと、年金の総収入額が18万円未満の方であったり、65歳の加入年になられた方についてはすぐに特別徴収ができないということで、一旦は普通徴収ということで徴収のほうをさせていただいて、長い方で1年後ぐらいには特別徴収に切り替わっていくという方々になります。主な普通徴収になれる方はそのような方になっております。

今回の収納率につきましては93.1%ということで、少しではありますが増額にはなっておりますので、引き続き納付勧奨等をしながら納付のほうの促進をしていきたいと思っております。

続きまして生活応援サポーターの数ですけれども、生活応援サポーターの登録者数は27名になっております。逆に利用いただいている方につきましては21人、そのときに少し増減、基本21人というのが今カウントされてる数字の方がご利用いただいております。

よろしくお願いいたします。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 収入の件につきましては、先ほどおっしゃいましたように、消費税を8%から10%にしたことに伴い、低所得者には大変消費税の増税分が重いということで、こうした介護保険料についても軽減措置が取られていると。令和2年度末ですから、この決算の令和2年度で終わりということですかね。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 今のところ継続ということで続けております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 継続ということで行きますけれども、この普通徴収です。先ほど皆さんもお聞きになったと思うんですけど、年間の収入が18万円ですから、大変所得の低い方ということになるわけですが、その方はもう直接お金を持っていくということになりますから、当然、滞納繰越分が出てまいります。これについては、収納率は上がっているけれども額としては下がっていますので、多分、普通徴収の人の母数が減ってるんだろうと思うんですけど、この収納額に対して多分いろいろと徴収をされようとしていると思うんですけど、つまり滞納繰越分として、その滞納繰越分の状況について再度1つはお聞きいたします。それだけお聞きしておきます。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長 滞納をされている方への対応ということでよろしいでしょうか。まず、滞納されている方に対する対策といたしましては、まず納期が到来する月ごとに納期を定めまして督促状を送付させていただいております。その後は、介護保険料の未納についてのお知らせということで、年末と年度末に残額がある皆様に催告書ということで送付させていただきまして、保険料の納付を促し、滞納対策また納付相談を行っております。ちなみに令和2年度の未収金対策としては分納に関する相談が70件、督促状の送付で1,003件、催告書の送付で198件、最後に敬老年金を未納の保険料に充当させていただくとかいう方法を取っております。

お願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつばなしになりますけれども、生活応援サポーターにつきましては、やっぱり自立して家庭で生活すると、介護保険も使えるところは使うだけけれども、基本的には自立してやっていくという方で、サポーターの方も近所の方で非常に支えていただいていることもありますし、今後、充実が必要になるのかなというふうには思いますけれども、それで支えていただきながらも、実際には介護にかかるということがあるんですが、実は介護保険は大変厳しくて、介護保険料を払ってなかったら介護サービスは10割となりますから、私も低所得者の方で大変介護が必要になったにもかかわらず非常に厳しい状態になって、生活保護を受けることによって何とかされるということを幾つか相談も受けましたけれども、やっぱり未納になると非常に厳しくなるということなので、できるだけということになるんですが、やはり介護保険料が高いという声は度々伺います。特にもう軽減ということであって、ゼロにはならないわけですよ。だから、ここが非常に介護保険の厳しいところだと思いますが、この点については原課の方々は非常にいろいろなことを努力されてるので、原課の方の責任というわけじゃないんですけど、制度の在り方も含めて考える必要があるなと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 介護保険料にかかってくる分として、この基金の残高なんですけど、209ページの財産に関する調書の中で、この令和2年度は第7期の介護保険事業の計画で、第6期から3年間で960円上がった、それだけ上げ幅が非常に多かった年になるんですけども、これで令和2年度がちょっと基金が余りましたということで、私はコロナの影響で、当初算定してた960円の3年間にわたる上げ幅が、その最終年度がコロナによってその事業がしにくい状態があったのかと、そのコロナの影響ですね。それが次、第8期になりまして6,200円になったので240円上がるんですね。その基金の残があるので、そのぐらいの上げ幅になったと。要するに、もうこれから介護保険料に直接跳ね返ってくる非常に厳しい状況になってくることは目に見えてますので、コロナの影響によって令和2年度がかなり落ち込んだのかという影響、何によって影響されたかということについてどのように分析されているのか、それから第8期は未だコロナが収束してない状態ですけども、ちょっと変化があるのかどうかというところら辺をお聞かせいただきたいと思います。

**増田委員長** 中井課長。

**中井長寿福祉課長** 長寿福祉課の中井でございます。お願いいたします。

先ほど基金の積立に係る金額においてコロナの影響はということでございます。私どものほうも予想していた3年目となりましたので、予想していたより基金の積立は確かに多くなっているのは確かでございます。その中で、理由といたしますか、いろいろ探ったんですけども、もちろん収納率が計画値よりも高かったというのがあります。それ以外には給付費につきまして、令和元年度の給付費の総額よりも今回伸びのほうは101%、増額はしたんですけども伸び率としては101%の伸びで、例年でしたら104%、105%の伸びで計画を立てておりましたけれども、101%程度になってしまったのは、やはり新型コロナウイルスの影響も少なからずはあるのかなとは思っております。

具体的に申し上げましたら、まず感染症の影響によりまして、当時、令和2年の4月始まったところですけども、4か所のデイサービスの事業所が一時期だけですけれども、利用休止の判断をされました。こちらのほうは、最初に奈良県に緊急事態宣言が発令されました令和2年の4月から5月にかけてでございました。これを発端といたしまして、通所介護、デイサービス等々の令和2年度の実績が例年よりは下回ってしまっております結果のところ、またほかにも利用実績から見ましたら、訪問入浴介護であったり、通所リハビリテーションなどの利用についても前年よりも増額率が下回っている現象があります。恐らくこれらは利用控えが原因するのかなということは考えられております。と言いながらも、もうその後半につきましては、事業所につきましてももちろん再開はしていただいておりますし、今回の感染症に対する各事業所の対応につきましても、国や県、または市からの感染症対策マニュアルを大変遵守していただきながら日々の業務に当たっていただいておりますので、葛城市の事業所におきましては、各事業所の相当のご尽力によりまして、感染等により今のところ施設の営業を長期間停止した事業所はございません。

次に、地域支援事業のほうにつきましては、計画値に対する実績につきましても71.38%となっておりますので、これもやはり少なからずともコロナの影響はあったかと思っております。

先ほど申しあげました通所に関する事業につきましては、やや実績よりも下回る現象があったところもありました。あと、地域支援事業のほうでは、コロナの影響で中止であったり、縮小を余儀なくされた事業もございます。一例としましては、いきいきヘルス事業というのがあるんですけども、そちらのほうは送迎であったり、ゆうあいセンターの営業閉館の関係もありまして全回中止となってしまったり、誰でもできる水中運動につきましては前期と後期の2回やるんですけども、前期の期間については当初コロナの関係で閉館になりましたので中止させていただきまして、後期はもう何とかやりたいということで定員をちょっと減らしたんですけども、何とか事業は再開させていただいたり、認知症予防教室についても開催の回数を減らすであったり、C型の元気アップ教室についても4クール行う予定だったんですけども、最初、年度当初の1クール目はやむなく中止してもらいました。ただ、そんな中でも何とか十分な感染対策を取った上で可能な限りの事業を進めていきたいという思いの中で何とかやっておる次第でございます。お願いいたします。

**増田委員長** 川村委員。

**川村委員** そうですね。やっぱりコロナの影響をかなり受けてるんだと思う答弁でしたので、やっぱり令和2年度、それから令和3年度も引き続きなってるわけで、必ずどこかでそのリバウンドは来るかなと、これ予想しとかないといけません。そやけど、それが元気でいられるように、できるだけ、せっかく介護予防に力を入れていただいているのに、何かもうこのコロナでその努力が減っちゃったような感じがあって残念ですけど。本当に私も今、いろんな選挙後援会活動の中で、高齢者の方に合うと、何か歌も歌われへんし、もうとつても元気がない。何としても、これをちょっとでも回復するような感染予防をしながら、外でできるようなそういったことも含めて声かけとか、電話で話すだけでもちょっと元気出るみたいですのでお電話してあげるとか、本当に努力が後退したというような感じがあって、その金額的な跳ね返りよりも、使っていただいてない、お金が余るんですから。徴収するもんは徴収して、サービスが受けられないというような状況になってるということですので、少しでもやっぱりお年寄りが元気になるような方策を考えていただいて、令和3年度は引き続き影響が多少は出てると思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 私は、令和2年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算書について、不認定の立場から意見を申し上げます。

先ほど川村委員のほうから、基金のことについて聞いていただきました。その中でご答弁としても丁寧なご答弁がありました。その中で私は大変気にしてるのは、利用控えがあったからこのサービスに対する給付が減って、そして予想以上に想定した以上に繰越金が出て基金も増えた。これは川村委員のお話の中にもありましたけど、前期と比べて960円ほど、5,000円から5,960円に基準月額が上がりましたから上がっていったということで、かなり基金が出たということです。その一方で受診控えもある。私は、高齢者の方、低所得者の方が、大変、後期高齢者の医療保険も高いと。払った上で医療にもかかるから、窓口で支払うこともせなあかんと。介護保険料は取られると。ほんならもう介護サービスを受けるというお金ないということですよね。だから、もう自分は元気で1人でも自宅で頑張るんやという方は結構いらっしゃるんですね。そのときに、先ほども川村委員がおっしゃったように、やっぱり今、高齢者の方は大変元気をなくしてこられて、やっぱり人付き合いがなくて、傾聴ボランティアとかいうこともありますけど、そういう方もなかなかボランティアもできない、生活応援サポーターの方もちょっと遠慮されると。中央公民館なんかで楽しみにしてたいろんな行事もなくなって、私が心配してるのは認知症の進行とか、やっぱり高齢者の方は弱ってくることになる、また要はリバウンドという言葉が川村委員もおっしゃいましたけれども、そういうことを大変懸念しているわけでありまして。この介護保険制度については、先ほど言いましたように収納については厳しい制度で、1か月でも払わなかったらサービスを受けられないんですよ、それを払わないと。これはもう大変難儀される方があって、ここは何とかしても特別な場合にはまさに免除制度などをつくるなりして何とかしないと、私は今後共、立ち行かない制度になるんじゃないかなと心配しております。本来は国がきちっとやるべきことであって、今、葛城市においては非常にきちっとやっただけでありますけれども、基金にたまってきてることもありますから、これについては何らかの還元の措置を取っていただくことをお願いいたしまして意見いたします。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

吉村副委員長。

**吉村副委員長** 私は、認第3号、令和2年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本年度の決算につきましては、第7期事業計画の計画値と比較いたしますと、保険給付費においては、昨年の96.81%に引き続き94.5%と、ほぼ計画どおりの決算であると認めます。介護給付費準備基金については、令和元年度分7,312万円が積み立てられたことにより、基金残高は2億500万円まで積み上げることとなりました。また、令和2年度決算に基づき令和3年度には7,811万円が積み立てられる予定であり、介護予防対策など地域支援事業の取組が定着してきたことなど、新型コロナウイルス感染症予防の対策を行いながら介護保険事業の健全な運営に努力されたことには一定の評価をするものであります。また、令和2年度は第7期事業計画の最終年度であり、令和3年度からは第8期介護保険事業計画が始まっております。実績値が計画値を大幅に上回ることはないよう、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営を行っていただく必要があると考えます。

今後、高齢者人口が増え、要介護認定者も増えていく中で、介護サービスを必要とする方と、そういった方々を支える地域づくりのための生活支援体制整備事業などの地域包括ケアシステムを深化・推進し、支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営と新型コロナウイルス感染症予防への対策強化を図っていただくことを要望いたしまして、本決算認定についての賛成討論といたします。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**増田委員長** 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第7号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第7号、令和2年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書249ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,353万6,000円、歳出総額1,353万6,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともに0円でございます。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

255ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、職員1名の給料等785万7,907円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では、認定審査会委員の報酬等494万3,544円の支出でございます。

2目市町村審査会費では、73万4,394円の支出でございます。

ページめくっていただきまして256ページ、歳出合計、予算現額1,770万円に対しまして、支出済額1,353万5,845円、不用額416万4,155円でございます。

戻っていただきまして、254ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では626万4,992円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では36万7,197円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では653万4,459円の収入、2目一般会計繰入金では36万7,197円の収入でございます。

3款諸収入、1項1目雑入では2,000円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,770万円に対しまして、調定額、収入済額とも、1,353万5,845円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えがございます。

(理事者入替え)

**増田委員長** 次に、認第4号、令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となっております認第4号、令和2年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まずは、215ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額といたしまして、3億6,321万9,000円でございます。また、歳出総額といたしましては3億6,259万6,000円でございます。歳入歳出差引額62万3,000円となっております。このことから、実質収支額につきましても同額の62万3,000円となっております。

次に、事項別明細書の221ページをご覧ください。歳出についてでございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費におきまして、支出済額が3,187万6,458円となっております。

次に、2目学校給食管理費では、3億2,353万8,406円となっております。

次に、3目地方創生臨時交付金事業費では、718万1,385円となっております。

歳出合計といたしまして、支出済額が3億6,259万6,249円、不用額としまして3,385万6,751円となっております。

次に、220ページをご覧ください。歳入についてでございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では、7,284万8,765円となってお

ります。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、2 億8,500万円となっております。

次に、3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金では、80万4,062円となっております。

次に、4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入では、456万6,486円となっております。

歳入合計といたしまして、調定額 3 億6,597万993円、収入済額 3 億6,321万9,333円、収入未済額といたしましては275万1,660円となっております。

次に、224ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。

令和 2 年度中の増減はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 220ページになります。歳入のところでありますけれども、1 款分担金及び負担金、1 項負担金の中の 1 目教育費負担金とあります。これは、要は給食費として徴収してるものだろうと思いますが、昨年度、これはコロナ対策で給食を無償化した月が何か月かあったのかどうかお聞きしたいんです。つまり、この給食費の徴収費と、それから他会計からの繰入金ということでその下に一般会計繰入金というのがありますけれども、2 億8,000万円余りということですが、これもコロナ関係で幾ら繰り入れたのか、要は徴収費分だけ繰り入れたんだろうと思うんですけれども、このコロナの影響でそういうことがあったのか、その 3 か月分給食費無償化が令和 2 年度中にあったと思うんですけれども、その会計での影響額をお聞きしたいんです。

それから222ページの、これは歳出のほうになりますけれども、1 款教育費、1 項学校給食費、3 目地方創生臨時交付金事業費ということで718万円余り、消耗品ということと、それからあと、学校給食関連事業者等応援事業ということ、その 2 つですね。下のほうは医薬材料費ということですから、その内容について説明をお願いします。

**増田委員長** 中所長。

**中 学校給食センター所長** 学校給食センターの中でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えします。学校給食特別会計におきまして、学校給食関連事業者等の応援業務補助金といたしまして、令和 2 年度 4 月、5 月分の給食が実施できなかったことによりまして、食材のキャンセル料を納入業者に支払いました。また、感染症拡大防止事業といたしまして、給食センター来所者用に手指消毒液を購入いたしました。それと、給食配膳時の感染予防対策事業といたしまして、給食配膳時に使用するビニール手袋を購入し、各学校、幼稚園に配布いたしました。それと、学校給食費等の保護者負担金軽減事業といたしまして、給食費の 6 か月間の無償化を実施いたしました。葛城市立の小・中学校、幼稚園につきましては、給食費の減免を実施しました。葛城市立以外の私立等の小学校、中学校、幼稚園に在籍される児童等の保護者に対しましては、葛城市の給食費相当額を補助するという形で実施いたしました。

以上でございます。

谷原委員 金額が分かったらありがたいんですけど、6か月分の金額分かりますかね。

増田委員長 無償化の金額ね。

谷原委員 今すぐ出なかったら構いません。

増田委員長 中所長。

中 学校給食センター所長 ただいまのご質問の補足ですけれども、約8,800万円を支出しております。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。コロナ対策ということで、配膳時にビニール袋等を配付していただくとか、きめ細かくやっけていただいていること感謝いたします。学校での感染を何としても抑えていかなければいけないと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それと、6か月の給食無償化に係る一般会計からの繰入金概数が約8,800万円ということでした。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 1点だけ確認させてください。221ページの一般管理事業の中の委託料、弁護士委託料339万3,434円、これは何かもう報告ができるような内容で、報告できないという内容かどうかは分からないんですが、どういったことでこの金額が計上されているのかということをご説明いただきたいんですが、言える範囲で。

増田委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

ただいまの質問でございますが、まずここで委託料のほうで上がっております339万3,434円につきましては、平成29年から係争中でありました事業者との係争に係る弁護士費用でございます、この中でそれに対する弁護士費用でございます。

以上です。

増田委員長 その程度しか説明できないということですね。

吉井部長。

吉井教育部長 こちらのほうは、この弁護士費用はなぜこのときに出てきたかといいますと、先ほど言いましたように、平成29年度から係争にかかっておりまして、令和2年度末をもちまして和解を結ぶことができたということで、補償補てん及び賠償金のところに75万円という和解金というのが載っておりますが、こちらのほうをもってその係争が終了いたしましたので、この終了したときには議会のほうにもお知らせさせていただいていたと思っております。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 もう和解ができた、終了の段階での弁護士費用はもう確定してるということですね。分かりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 討論といっても、基本的には賛成ということで考えておるんですけれども、6か月間コロナで無償化されました。8,800万円、かなりのお金がかかっているわけでありましてけれども、これだけのお金をかけなくても、もうちょっと減免措置を拡大するとか、今後コロナが非常に長引くことが想定されています。2025年ぐらいまでいろいろと山があったり下ったりするんじゃないかということで、とりわけ私が心配しているのはひとり親家庭ですね。働く方が職を失われる、飲食とかそういうところで働く方も多いので、できるだけ8,800万円のお金をどう考えるかというのはあるんですが、これだけのお金を出して支えたいということもありますし、ちょっと検討していただきたいなということをお願いなんですけれども、そういうことを前向きに、葛城市の子育て、非常に充実したまちということで評価も受けてるところでありますので、さらなるこういう子どもに対する施策を充実させていただいたら、次年度も私も喜んで賛成はしたいと思うんですけれども、本当によくやっていただいたと思います。それだけ感謝申し上げて、賛成意見とさせていただきます。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定をいたしました。

職員の入替えをお願い申し上げます。

(理事者入替え)

**増田委員長** 次に、認第5号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となっております認第5号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

決算書の227ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明させていただきます。

歳入総額28万4,751円、歳出総額28万4,751円、歳入歳出差引額0円、実質収支額0円となっております。

続きまして、事項別明細書につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

233ページをお開きください。1款1項1目一般管理費でございます。9万8,310円の支出でございます。

次に、2款1項1目一般会計繰出金でございます。18万6,441円の支出でございます。

歳出合計、予算現額34万2,000円に対しまして、支出済額28万4,751円、不用額5万7,249円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

1ページ前に戻っていただきたいと思えます。1款1項1目繰越金でございます。1万4,751円の収入でございます。

続きまして、2款1項1目雑入でございます。27万円の収入でございます。

歳入合計、予算現額34万2,000円に対しまして、収入済額28万4,751円、収入未済額318万5,566円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、認第10号、令和2年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました認第10号、令和2年度葛城市下水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。下水道事業会計は、地方公営企業法を適用し、これが初めての決算でございます。

それでは1ページをお開きください。下水道事業決算報告書でございます。記載の金額は

税込みとなっております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益予算額合計12億8,513万円に対しまして、決算額は12億8,351万7,390円で161万2,610円の減となりました。支出では、下水道事業費用予算額合計12億2,253万2,000円に対しまして、決算額は12億1,405万7,315円で847万4,685円が不用額となりました。

2ページをお開きください。次に資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計4億8,358万3,000円に対しまして、決算額は4億5,788万3,000円で、2,570万円の減となりました。支出におきましては、資本的支出予算額合計9億3,492万9,000円に対しまして、決算額は9億755万1,568円でございます。地方公営企業法第26条の規定により、2,350万円を翌年度に繰り越し、387万7,432円が不用額となりました。

次に飛びますが、15ページをお願いいたします。下水道事業報告書でございます。

まず1、概況(1)総括事項の業務状況についてでございます。令和2年度末の処理区域内人口は3万7,208人で、前年度と比較いたしますと185人増加いたしました。水洗化人口は3万4,522人で223人増加いたしました。年間有収水量は377万1,224立方メートルとなりました。なお、業務量につきましては18ページに記載がございます。

次に、建設改良についてでございます。令和2年度は當麻地区と尺土地区で管渠布設工事を実施し、市内一円で公共ますの新設工事及び移設工事を施工いたしました。

次に、経理についてでございます。地方公営企業法を全部適用後、初年度となる当年度、収益的収支については消費税及び地方消費税を抜いた額で下水道事業収益12億4,841万6,307円に対し、下水道事業費用は11億8,399万4,324円で、6,442万1,983円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、こちらは税込みで収入額4億5,788万3,000円に対し、支出額は9億755万1,568円で、資本的収支の不足額4億4,966万8,568円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額503万8,092円、引継金1,843万4,805円、当年度損益勘定留保資金3億8,874万8,676円及び当年度利益剰余金処分数3,744万6,995円で補てんいたしました。

次に、収益費用明細書についてご説明申し上げますので、21ページにお進みください。この明細書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を抜いた金額で記載しております。

まず収入の部でございますが、1款下水道事業収益は12億4,841万6,307円でございます。

1項営業収益は3億5,187万621円で、1目下水道使用料は3億5,132万551円、3目その他営業収益は55万70円の収入でございます。

2項営業外収益は8億9,654万5,686円で、3目他会計補助金では5億6,221万9,000円、4目補助金は1,000万円、5目長期前受金戻入は3億2,426万3,220円、6目雑収益は6万3,466円でございます。

続きまして、22ページからの支出の部でございます。

1款下水道事業費用は、11億8,399万4,324円でございます。

1項営業費用は10億625万9,471円で、その内訳といたしまして、1目管渠費では3,657万4,398円の支出でございます。

3目業務費では、1,021万7,870円の支出でございます。

次に、4目総係費では、2,083万3,984円の支出でございます。

ページめくっていただきまして、5目減価償却費では、7億1,301万1,896円の支出でございます。なお、29ページに固定資産明細書を添付しております。

次に、7目流域下水道維持管理負担金では、2億2,562万1,323円の支出でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で、1億6,390万2,627円の支出でございます。

3項特別損失、5目その他特別損失では、1,383万2,226円を支出いたしております。

次に、26ページからの資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。この明細書につきましても、消費税及び地方消費税を抜いた金額での記載でございます。

まず収入の部でございます。

1款資本的収入の合計額は、4億5,788万3,000円でございます。その内訳といたしまして、1項1目企業債で3億4,150万円、3項1目他会計補助金で1億1,538万3,000円、4項1目補助金で100万円の収入でございます。

下のページに移りまして、支出の部でございます。

1款資本的支出の合計額は、9億251万3,476円でございます。1項建設改良費で6,664万1,533円の支出で、その内訳といたしまして、1目下水道建設費で、4,760万6,503円の支出でございます。

次に、2目流域下水道建設負担金で1,810万4,030円、3目固定資産購入費で93万1,000円の支出となっております。なお、主要建設工事の内容につきましては17ページに添付させていただきますいております。

次に、2項1目企業債償還金では、8億3,587万1,943円を償還いたしました。また、企業債明細書30ページから41ページに添付させていただきますいております。

最後に、6ページからの貸借対照表につきまして簡単にご説明を申し上げます。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の合計は219億1,710万1,661円でございます。2、流動負債の合計は8,678万2,903円で、資産合計は220億388万4,564円でございます。

7ページに移りまして、負債の部についてでございます。3、固定負債合計は80億8,983万5,509円でございます。4、流動負債合計は8億7,669万6,671円でございます。5、繰延収益合計は99億6,527万6,089円で、負債合計は189億3,180万8,269円となっております。

次に8ページに移りまして、資本の部でございます。

6、資本金の合計は30億765万4,312円でございます。7、剰余金合計は6,442万1,983円で、資本合計は30億7,207万6,295円で、負債資本合計は220億388万4,564円でございます。

以上、簡単な説明となりましたが、これで説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。相変わらず優良な経営だと感心しております。私が経営者だったらこんな会社を経営したいなと思うぐらい優良なので、すばらしいなと思ってるんですが、幾つかお聞きします。

1つは、5ページ、損益計算書で行ったほうがええんかな、当年度純利益が1億円ほど出ております。前年度繰越利益剰余金も16億6,900万円ほどということで、当年度の未処分利益剰余金が……。

(「まだ下水です」の声あり)

谷原委員 今、下水か。フライングか。

(「下水やで」の声あり)

谷原委員 水道や。すみません。

増田委員長 ないですか。

谷原委員 下水について1件だけお聞かせ……。これは決算書のほうにも関係するんですけど、し尿汲取りということで、これだからいつも困るんですけども、下水道処理についてはまだ汲取りがあると。下水管をずっと入れていきますと。9割以上もう葛城市は入っているわけですけども、下水管につないでない家庭がまだ7,000人かな、世帯からいったらもうちょっと少ないですけど、使用されてない方が7,000人ということであるんです。御所市にあるセンターのほうに処理していただいているわけですけども、その負担金が約7,000万円、葛城市は負担金として払っております。つまり、1人当たり1万円の汲取りについての費用がかかるわけですけども、いつも下水道の議論をするときに、私は汲取りと下水道を布設するのはセットだと思ってるんですが、いつもこれで困ることになるんですが、下水道のまだ汲取りをやっておられるところ、これに対してどのようにして下水管につないでいくかという努力をされているのか、ここのところをお聞きしたいんです。今何%で残り、僕、人数で言いましたけど、世帯数が何世帯ぐらいあって、それについてどのようにされようとしているのか、そこをお聞きしたいんです。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道課、西川です。よろしくお願ひします。

ただいまの委員のご質問につきまして、まず下水道の普及戸数、人数なんですけども、令和2年度末の下水道処理区域内の戸数としましては1万5,023戸、人数にしまして3万7,208名、普及率としましては98.88%になっております。水洗化のほうの戸数としましては、1万3,773戸、水洗化率は92.78%になっております。この辺の数字につきましてはここ近年はほぼ横ばいという形で、減ることもなく伸びることもなく、大体この辺で落ち着いてきている状況になっております。

普及率、接続率、水洗化率の向上に向けた取組ということにつきまして、令和2年度におきましては例年どおり広報誌やホームページ等で水洗化、下水道への接続に関する啓蒙啓発を従来どおり行いました。未接続の個人の住宅に対しまして勸奨の文章を送付しまして、水洗化の普及を促進しております。令和2年度から新たな取組としまして、ふるさと納税の返礼品へのマンホールの蓋を出品いたしまして、身近な下水道をPRして行きました。また、

コロナ禍で未実施でしたが、我々が住む葛城市の下水道がこんだけもう普及してるということ誇れるものであるということで、子どもたちへの啓発も考えていたということもあります。

以上です。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。普及率としては、近隣と比べたら非常に葛城市は高いということですけども、しかし、水洗化率がやっぱり落ちると。これについては、1つは浄化槽を設置されてる方が下水道には接続されないと、つまり浄化槽についてそれでやっておられると。水洗化率を上げるためには、もちろん汲取りということもありますけれども、この浄化槽の家庭に対してどう働きかけていくのか、ここら辺は僕何度も聞いてやったりしてるので、これは旧新庄町のときと合併時に大きく制度は変わったので、市民からも常々言われるんですね。それ以前、旧新庄町のときは浄化槽処理について汲取りについてはその補助があったけれども、今はもう民間との間になりますから、もう補助なんか全くないと、非常に高いのを払ってると。だから払いきれないからということで、それが垂れ流しになったりするということで近所から苦情が出てきたりするんで、これもどこで議論してええんか分らないのですよ。下水道課に行ったら、浄化槽はうち関係ありませんと。関係ないんだけど、水洗化率のことが出てくるわけですよ。水洗化率を上げようとするれば、当然、浄化槽の問題、汲取りの問題もあるんだけど、これはもうそれは一般会計でやってくれいうふうになるんですね。だから非常に難しいということは分かるんですけども、少なくとも下水道管は地域全体で98.8%も葛城市はやってるのに、水洗化率が92.8%と接続の部分でなかなかそこは動かないということがありますので、これをどう動かしていくか、水洗化率をどう高めていこうとされているのか、先ほど案がありましたけれども、それ以外の案をぜひ考えていただくことを。経済的誘導もあると思うんです。実際、補助金が出てますよね、汲取りからね。汲取りからある程度の補助金が出てるんですが、その補助金の金額を上げるなり、何らかのほかの手立てがあるんなら、できたらお願いしたいと、ここは意見だけ述べておきます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** ちょっと教えてほしいんですけども、21ページ、収益的収入の収入のほうやけども、下水道の使用料やけど、一番当初予算376万トンであって、3月で384万3,663トンあったかな。今、最終決算の数字がこれになるんか、教えてほしいと思います。

それと、今、谷原委員から浄化槽の話が出たけど、今この24号線とかずっとやってる大口の浄化槽、テナントというんか、そこらの加入率はほとんど加入されてんのか。例えば、高田バイパスの下なんかはもう加入されてんのか。あそこはまだか。大体、大口は皆入ってあんなのか。トン数とあれと言うてくれたらええがな。

**増田委員長** 西川課長。

**西川下水道課長** 下水道課、西川です。よろしく申し上げます。

今、岡本委員がおっしゃられました21ページの下水道使用料なんですけども、こちらに記

載されてるのは金額ですので、21ページですよ。これに対するトン数ですか。失礼しました。この下水道使用料に対するトン数といいますか、令和2年度の下水道の有収水量ですけれども、377万1,000立方メートル、千未満は四捨五入しておりますけれども、377万1,000立方メートルになっております。

以上です。

**増田委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** それと2点目のご質問でございます。24号線沿いの店舗等の接続状況でございますが、実際、24号線沿いでもテナントビル等で未接続となっておりますところはございますが、岡本委員ご指摘のバイパス直下の店舗につきましては、ほとんどが接続済みとなっておりますところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 西川課長が言うてくれてんけど、当初を見てみると376万トンの計算してあったと思うんやな。3月に384万3,000トンになって、今、377万1,000トンとなってるわけやけど、その下水の関係で戸数も戸数やけど、利用トン数というんか、これ増減あんねけども、それぞれの原因はあると思うねんな。例えば、前みたいに大同薬品みたいにごと一と落とされたら、もう何千万円と損になんねけど、今ここらは当初見込みと若干違うんやけども、それは大きな違いはないと思うねけど、3月にちょっと増えてあると思うんやけど、また決算で減ってあるということになるんか、その辺もうちょっと教えてくれへんかな。

**増田委員長** 西川課長。

**西川下水道課長** ただいまの質問ですけども、もともと当初予算で予定していたところ、その令和2年度中にずっと積み上げていったときに、これでは不足というか予算オーバーするんじゃないかというふうな伸びを實際示してました。3月に補正させていただきまして、委員おっしゃった額で増額補正という形を取らせてもらったんですけども、結果、最終的には二、三か月ほどの間に収束したとか落ち着いた形になりまして、先ほど申しあげました377万1,000立方メートルという結果に収まりました。内容としましては、下水の使用料に関しましては、一般排水と中間排水、特定排水、量が多くなるごとに金額が変わっていくんですけども、一般排水自体は令和元年度に比べて12万1,000立方メートル伸びてます。逆に、中間と特定は横ばい、あるいは微減、そういった形になってまして、これはあくまで推測なんですけども、一般に関して伸びてるのは、やはりコロナ禍で在宅者が多くなった、これがあるんじゃないかなと。逆にその特定排水のほうが減ってるのは、工場の稼働とかがやはりコロナで止まってたことも若干は影響してるんじゃないかなと、あくまで予想なんですけども考えております。

以上です。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今の課長の話なら大体横ばいぐらいでいけるやろうと、大きい増えるという望みもちょっと少ないということやんな。今、部長の話やともう今言うてる、名前は別として、バイパス

のところは接続してあるとなってきたら、24号線で大体ほぼ大型店舗は加入してもうてるという解釈でええわけか。これから、その利用の伸びる率というのはなかなか難しいということやな。一般住宅はどんどん増えてくるやろうけど、これはしれとるし、やっぱり大企業を引っ張ってきて、量をようけ出してもらわんとあかんと、こうなるわけか。なるほど、分かりました。おおきに。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 21ページの収益費用明細書のところ、収入の部ですけれども、1款下水道事業収益、2項の営業外収益、3目他会計補助金ということで、一般会計から5億6,000万円余り受け入れています。これは、収益費用の明細でありますけれども、次に資本的収支の明細書が26ページにございます。26ページのところにも、1款資本的収入の3目他会計補助金、1節他会計補助金とありまして、この一般会計から1億1,500万円余りということで、合計して7億円余り、一般会計からこの下水道事業に投入されてると。実際、下水道事業そのものは基本的には下水道使用料によって賄われる、ほかにもその他の収入があると思っておりますけれども、下水道使用料だけだと3億5,000万円ぐらいですので、実態として収入のかなりの分が一般会計から支払われているというふうに思います。もちろん国庫補助金とか県補助金も入っておりますけれども、そこでお伺いなんです。つまり、水洗化を受けてる人は、もうこれだけの費用を一般会計から受益しているわけです、ある意味で。つまり、下水道事業というのは使用料だけでは絶対に賄われてない。だから一般会計から多額に投入しているわけですね。ですから、当然、この下水道事業にこれだけの税が投入されておりながら接続できない、汲取りの方は補助金がありますよ。でもそうでない方はないので、特に浄化槽の方。これは私、何とかお願いしたいということ言うてるわけで、これだけ問題点だけ指摘しておきます。もう下水道課ではどうしようもないので、市長、副市長がいらっしゃいますので、こういうことがありますよということだけ指摘して、また次の年度でもお話ししたいと思います。

以上です。

**増田委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 1点だけなんですけれども、接続されたときに補助金というのはございますけれども、それは浄化槽からの切替え、あるいは汲取りからの切替え関係なくしての補助金でございます、しかもそれには期限がございます。供用開始後3年以内に限られておりますので、古くからもう下水道管が布設されている方につきましては、その補助金は現在は支給していないという状況でございます。

以上でございます。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定をいたしました。

最後に、認第9号、令和2年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま議題となりました認第9号、令和2年度葛城市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

それでは1ページをお開きください。水道事業決算報告書でございます。記載の金額は税込みとなっております。

まず、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益予算額合計7億8,369万4,000円に対し、決算額は7億6,653万6,535円で、1,715万7,465円の減となりました。支出では、水道事業費用予算額合計6億8,070万4,000円に対し、決算額は6億3,367万7,665円で、4,702万6,335円が不用額となりました。

2ページをお開きください。次に資本的収入及び支出の収入では、資本的収入予算額合計8,236万6,000円に対し、決算額は4,764万783円で、3,472万5,217円の減となりました。支出では、資本的支出予算額合計3億8,585万8,000円に対し、決算額は3億6,849万631円で、1,736万7,369円が不用額となりました。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。水道事業報告書でございます。

まず、1、概況(1)総括事項の営業についてでございます。令和2年度末の給水戸数は、前年度より281戸増の1万4,855戸で、給水人口は219人増の3万7,601人となりました。年間有収水量は一般家庭において新型コロナウイルス感染拡大による巣ごもり等により若干増加しましたが、経済対策の一環として水道料金の基本料金4か月分の免除を行ったことにより、18万3,000立方メートル減の412万立方メートルで、有収率は91.08%となりました。なお、括弧内の数値は基本料金で免除した分を加算した数値となっており、その場合における有収率は97%という計算になります。また、1日平均配水量は1万2,394立方メートルで、ピーク時には1日最大1万3,571立方メートルを配水いたしました。

17ページに移りまして、建設改良についてでございます。令和2年度は忍海地内耐震性貯水槽設置工事、兵家浄水場現場盤等更新工事及び兵家浄水場緩速ろ過池更生工事等を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事を施工いたしました。

次に、経理についてでございますが、地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、収益的収支については水道事業収益 7 億832万999円に対し、水道事業費用は 6 億307万8,410円で、1 億524万2,589円の当年度純利益となりました。また、資本的収支につきましては、収入額4,764万783円に対し、支出額は 3 億6,849万631円で、資本的収支の不足額 3 億2,084万9,848円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,728万5,356円、過年度損益勘定留保資金 1 億1,349万9,598円、当年度損益勘定留保資金 1 億1,463万1,581円及び建設改良積立金6,543万3,313円で補てんいたしました。

続きまして、収益費用明細書についてご説明申し上げますので、23ページにお進みください。この明細書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を抜いた額で記載しております。

まず収入の部でございますが、1 款水道事業収益は 7 億832万999円でございます。1 項営業収益は 5 億8,052万6,124円で、1 目給水収益では 5 億3,100万4,844円でございます。備考欄記載のとおり、供給単価は128円88銭となりました。

2 目受託工事収益は、249万9,000円でございます。

3 目その他営業収益は、4,702万2,280円でございます。

2 項営業外収益は 1 億2,779万4,875円で、1 目受取利息及び配当金では170万8,891円、3 目長期前受金戻入は 1 億2,333万4,278円、4 目雑収益は275万1,706円でございます。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1 款水道事業費用は 6 億307万8,410円で、備考欄記載のとおり給水原価は114円66銭となりました。

1 項営業費用は 5 億9,564万221円で、その内訳といたしまして、1 目原水及び浄水費では 2 億4,772万8,789円の支出でございます。

25ページに移りまして、2 目配水及び給水費では、2,890万5,787円の支出でございます。

26ページに移りまして、3 目受託工事費では、687万7,420円の支出でございます。

次に、4 目総係費では7,371万716円を支出いたしました。

次のページに移りまして、5 目減価償却費では、2 億3,241万2,248円の支出でございます。なお、31ページに固定資産明細書を添付しております。

次に、6 目資産減耗費では555万3,611円の支出でございます。

28ページに移りまして、7 目その他営業費用では、45万1,650円の支出でございます。

次に、2 項営業外費用は743万8,189円の支出で、1 目支払利息及び企業債取扱諸費では 742万7,018円、2 目雑支出で 1 万1,171円を支出いたしました。

次に、29ページからの資本的収支明細書につきご説明申し上げます。この明細書につきましても消費税及び地方消費税を抜いた金額で記載しております。

まず収入の部でございますが、1 款資本的収入の合計額は4,679万9,439円でございます。

その内訳といたしまして、3 項補助金、1 目国県補助金で2,236万6,000円、4 項1 目負担金その他諸収入で841万3,439円、6 款投資返還金、1 目長期貸付金返還金で1,602万円の収入でございます。

ページをめくっていただきまして、30ページの支出の部でございます。

1 款資本的支出の合計額は、3 億4,036万3,931円でございます。

その内訳といたしまして、1 項建設改良費、1 目浄水設備費で6,696万6,000円、2 目配水設備費で2 億733万5,000円、4 目固定資産購入費で760万4,065円の支出となっております。なお、主要建設工事の内容につきまして、19ページに添付させていただいております。

次に、2 項1 目企業債償還金では、5,845万8,866円を償還いたしました。

また、企業債明細書32ページに添付させていただいております。

最後になりますが、6 ページからの貸借対照表につきご説明申し上げます。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の合計は7 ページ記載のとおり、56億3,488万2,000円でございます。

2、流動資産の合計は17億1,607万7,990円で、資産合計は73億5,095万9,990円となります。

次に負債の部でございます。3、固定負債合計は、1 億6,570万5,061円でございます。

8 ページに移りまして、4、流動負債合計は、2 億3,759万1,327円でございます。

5、繰延収益合計は24億4,198万4,923円で、負債合計は28億4,528万1,311円となります。

最後に資本の部でございます。6、資本金の合計は、12億9,901万4,380円でございます。

9 ページに移りまして、7、剰余金合計は32億666万4,299円で、資本合計は45億567万8,679円で、負債資本合計は73億5,095万9,990円でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。幾つかあるんですけど、最初の1 目ですけれども、利益剰余金及び明細か、どのような形でそれが積み立てられたりいろいろしてるかということで、14ページのところに葛城市水道事業剰余金計算書というのがありまして、この資本金の横に剰余金がありますけれども、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、そして令和2年度の未処分利益剰余金ということで、これは17億7,000万円ほど、現在、未処分利益剰余金があると。利益剰余金全体合計は32億円あるということでありまして、これ以外に、土地開発公社に貸付金があると、具体的にもうお示しませんが、今回出された資料の中にもありますけれども、例えばこれは返還金か、29ページの資本的収支明細書のところの一番下にも一般貸付金返還金ということで、土地開発公社貸付金返還金ということで1,600万円ほどあり、もうちょっとはっきりしたところがあったかとは思いますが、貸付金等も入れて、大体葛城市の財産というか、利益剰余金全体が幾らあるのか、これについてお聞きしたいんです。よく、どれだけ葛城市に財産があるかという、借金と財産というふうに言いますが、これが葛城市は幾らあるかということを知りたいんです。その際、長期前受金戻入というふうなものもあって、これが現金であるかどうかというのとまた違うようですけれども、実際、現金としての考え方としてはどんなものがあるのかということについて1 点お伺いいたします。

それから、葛城市の給水原価、それから供給単価ということが具体的にはこの中に書かれてありましたが、1つ伺いたいんですけれども、25ページのところの収益費用明細書について、支出の部で、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費とありまして、その中の34節になりますけれども、県水受水費というふうにあります。令和2年度の県からの受水費が書いてあるわけですが、これは何立方メートル受水してるのか、1立方メートル辺り幾らということを受水してるのかということについて伺います。

併せて、原水取水費とあります。これは原水ですから池の水等であろうかと思えます。この原水が何立方メートル取水して、ここにありますが976万6,000円余りというふうになっているのか、これについて伺います。

併せて、こういう計算がいいのかどうかよく分からないんですけれども、原水の場合は浄水に変えていかなければなりませんから、浄水関係の様々な経費がかかっていると思います。それと県水と合わせて各家庭に配水してるわけですが、原水取水費を浄水するに当たっての経費を加えたら、そういう意味では水道水の原価が出るのかなと思うんですけど、そういう計算をされておられたとしたら、できるとすれば幾らぐらいになっているのか、原水から実際に1立方メートルの家庭に配水する水道水としては幾らぐらいになるのか。いわゆる給水原価というのは、この県水受水費と原水取水費を浄水にしたものの費用を合わせて多分出てるんだろうと思うんですけども、私の認識が間違ってるかどうかも含めて答えていただけたらと思います。

**増田委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課の福森です。どうぞよろしく願いいたします。

まず1つ目の14ページの、令和2年度葛城市水道事業剰余金計算書につきまして説明させていただきます。まず、未処分利益剰余金ということで、前年度末残高、これにつきましては令和元年度の残高という形で表させていただきまして、令和元年度につきましては、利益が1億1,514万8,054円で上げております。これにつきましては前年度9月に決算認定をいただきましたので、それに伴いまして減債積立金、それから利益積立金、それから建設改良積立金という形で、剰余金処分に関する条例に基づきまして処理いたしております。減債積立金につきましては、当期純利益の20分の1以上、それから利益剰余金につきましても当期純利益の20分の1以上、あと利益積立金につきましてはその除いた額ということで、20分の1は決まってません。任意いう形で上げさせていただきまして、それに伴いまして各項目ごとに利益積立金、減債積立金、それから建設改良積立金ということで処分残高の金額になって、最終的には昨年度の繰越利益剰余金といたしましては16億6,963万4,641円となっております。それにプラス利益、その合計としましては、隣に記載されている減債積立金と利益積立金、それから建設改良積立金と、あと未処分利益剰余金を足した合計が利益剰余金として令和元年度では31億6,685万5,023円ということになっております。

令和2年度につきましては、下に変動額として記載させていただいてますけれども、これにつきましては当期未処分利益剰余金ということで、これは令和2年度の当期純利益として1億524万2,589円ということで上げさせていただきまして、これの当期純利益の振り分けにつきま

しては、今回の決算認定を受けた後にまた振替伝票ということで切る予定にしておりますので、そのまま当期純利益として1億500万円を足した未処分利益剰余金は当年度としては17億7,487万7,230円となっております。

あと、長期前受金の件ですけれども、これにつきましては現金を伴わない収入となっており、過去に配水管工事、それから浄水施設の工事に伴って受けた企業債、または国庫補助金を逆に減価償却と同じ形で、それを償却という形の違う前受金ということで、それを収入に充てるということで、減価償却も現金を伴わない支出ですけれども、長期前受金につきましては補助金を減価償却と同じ形で毎年毎年戻入という形で受けて、これは現金を伴わない収入となっております。これは平成26年度の地方公営企業の会計制度改正によって導入されたものであります。

次に、県水受水費ですけれども、これにつきましては去年は予算で県水申込みを100万トンとしてたんですけれども、今年度、夏場の雨と梅雨時期の雨により申込み数量どおりに100万トンで、支出としましては税抜きで1億3,000万円です。単価としては1トン当たり130円ということで支出をしております。

原水につきましては、346万1,267円の原水の取水をしております。先ほどおっしゃっていただいた原水だけの原価という形ですけれど、給水原価は全体の費用が入って計算できますけれども、原水に関する給水原価自体は今のところ計算ができないのでご了承願いたいと思います。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 剰余金処分の計算書というのが15ページにありまして、14ページについては、これは令和3年3月31日までとなっております。令和2年4月1日から令和3年3月31日までというふうになってますので、この14ページのほうの利益剰余金の処分で私が聞きたかったのは、利益剰余金がそこまで年度末残高が32億666万4,299円ありますと書いてありますよね。それとあと、これ答弁漏れなんですけれども、土地開発公社に長期に貸し付けてる貸付金、これどっかにあったと思います。その数字もあったんですけれど、今すぐ出てこないのだからあれなんですけど、単純にこれを足したものが葛城市のいわゆる現金・資産としてあるんですかということを知りたかったんです。そこにだから長期前受金戻入とかいうことがあったりするので、現金としてはそこまでないんだったらいいんです。よくありますのは、例えばどここの水道事業はこれだけの財産とか資産を持っていますよ、赤字はこれぐらいですよとよく出てきますので、私は葛城市が一体、そういう意味での資産というたら私は現金だと思ってるんですけれど、剰余金でためられてきたお金だと思ってるんですけれど、それが幾らぐらいあるのかということを知りたかったんです。その数字を教えていただけたらありがたいんです。

**増田委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。6ページからの貸借対照表をご覧ください。その7ページに(2)といたしまして、投資その他の資産、(イ)長期貸付金2億6,750万円という資産がございます。これが土地開発公社へ現在貸し付けておる残金となっております。もう一方のその下、2、流動資産の(1)現金・預金というところに15億4,000万円何がし

かの金額がございます。これが、年度末現在で現金として所有しておる金額ということになります。

それともう1点ですけれども、14ページをお開きいただきまして、確かに一番下の行、当年度末残高の利益剰余金合計が32億円となつてございますけれども、このうちの16億6,900万円程度、これが葛城市では平成26年度の新会計基準に適合した形での会計をやっておりますが、その会計により発生した剰余金でございます。これには資金の裏づけがないために使用できる剰余金としてはなつてございませんので、この15ページの剰余金処分計算書では毎年この同額を繰り越して、これは積み立てられないお金ということになります。会計上の概念上の数字とお考えいただきたいと思ひます。

以上でございます。

**増田委員長** 谷原委員。

**谷原委員** よく分かりました。私も非常に、幾らあるか分からなくて32億円あるのかなと、でもそれはそうでない。実際には7ページの貸借対照表にある長期貸付金及び、1番は現金・預金のところですよ。だから、18億円程度が葛城市の資産ということで、資産と言うたらちょっと言い方がおかしいですけども、現金・資産ということになると思ひます。よく分かりました。結構です。ありがとうございました。

**増田委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よつて、認第9号は認定することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了をいたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようでしたら、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、非常に決算書の範囲を超えて幅広い見地からこの令和2年度の事業を掘り下げてご議論いただいたこと、大変意義のある決算特別委員会であったかなというふうに思ひます。また、勇退される議員の皆さん方も、過去からのいろんな事業に対してもご意見を頂戴して、私ども今後の議会活動にも反映をさせていただきたいなというふうに思

ったところでございます。今回の決算におきましては、非常に貴重なご意見を頂戴したと私は感じております。理事者側におかれましても、改善するところは改善して、今後よりよい葛城市政を運営していただくようお願いを申し上げまして、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもご苦勞さんでございました。

これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。どうもご苦勞さんでございました。

閉 会 午後4時26分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長

増田 順弘

決算特別委員会副委員長

吉村 始